

令和元年度  
データブック介護保険  
— 港区 —

港区保健福祉支援部  
介護保険課

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

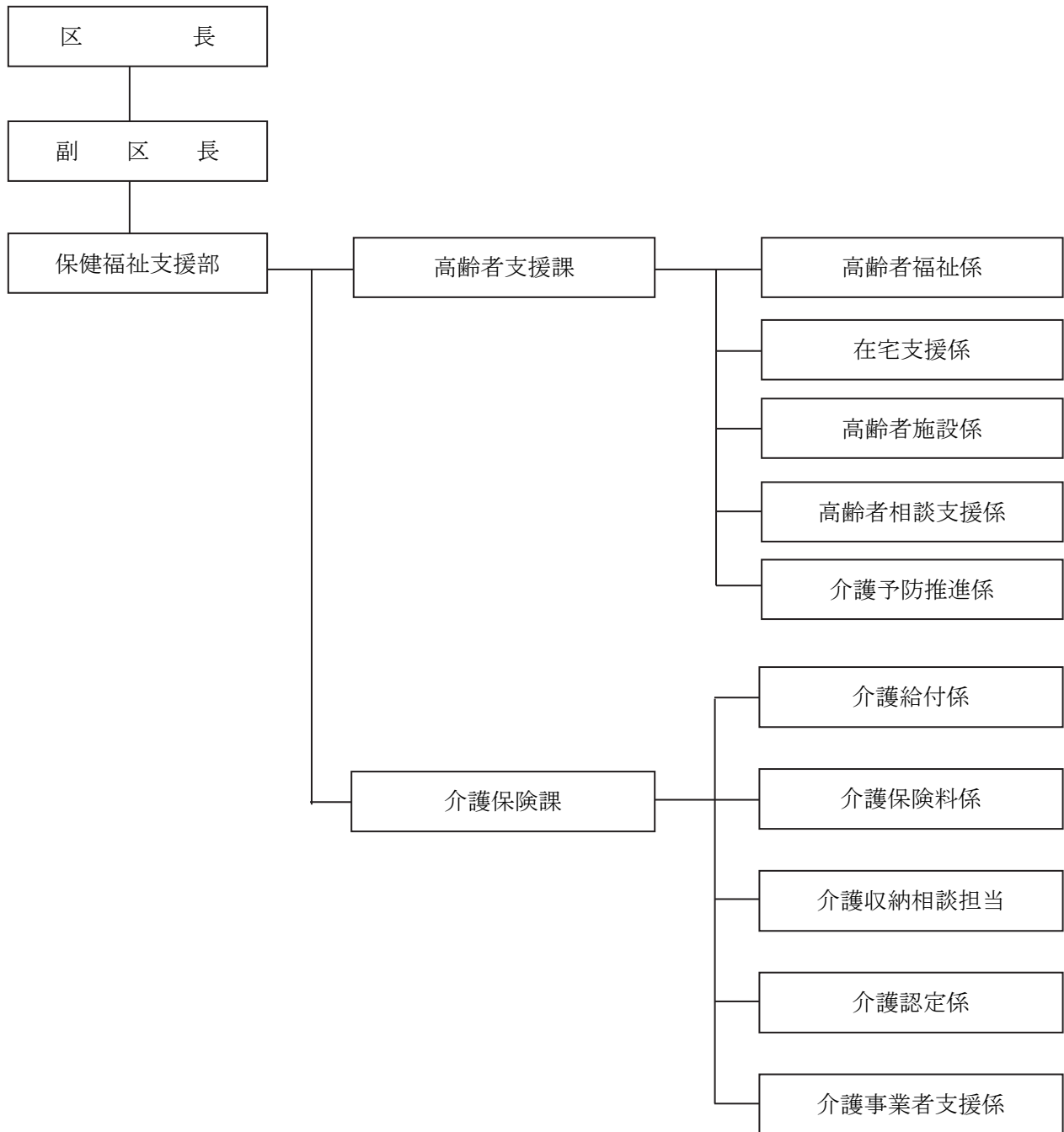


## 目 次

1	組織	1
2	事務分掌	2
3	港区介護保険制度検討委員会	3
4	財政	
	(1) 平成 26～30 年度 介護保険会計の実質的な歳入状況	6
	(2) 介護保険給付準備基金	11
5	高齢者人口の推移	
	(1) 人口推移	12
	(2) 高齢化率	12
6	被保険者	
	(1) 第 1 号被保険者	13
	(2) 第 2 号被保険者	14
7	介護保険料	
	(1) 第 1 号被保険者	14
	(2) 第 2 号被保険者	19
	(3) 収納状況等	19
8	要介護認定の状況	
	(1) 要介護認定等申請件数	21
	(2) 審査判定件数	22
	(3) 要介護（要支援）認定者数	23
	(4) 要介護（要支援）認定者数（総合支所別）	24
	(5) 年齢別認定者状況	26
	(6) 審査会開催状況	26
	(7) 認定調査員新規研修	27
	(8) 認定調査員現任研修	27
9	介護保険給付	
	(1) 平成 30 年度介護サービス別保険給付の状況	28
	(2) 要介護度別の平均給付単位数と平均利用率	31
	(3) 保険給付費の推移	32
	(4) 介護保険サービスの受給者数	33
	(5) 福祉用具購入費及び住宅改修費の支給	35
	(6) 高額介護（介護予防）サービス費の支給	38
	(7) 高額医療・合算介護（介護予防）サービス費の支給	39
	(8) 旧措置入所者の特定負担限度額認定及び 利用者負担額減額・免除認定	40
	(9) 負担限度額認定	42
10	介護保険関連給付	
	(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	43
	(2) 介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業	44

(3) 介護保険サービス利用者負担額助成事業	45
(4) 利用者負担額軽減実施法人助成事業	46
11 介護給付適正化事業	
(1) 給付費通知（介護サービス利用者負担額のお知らせ）の送付	47
(2) 利用者向け介護保険パンフレット作成	47
(3) 医療給付情報と介護給付情報の突合	47
(4) 自主点検の実施の促進	47
(5) ケアプラン評価（ケアプランチェック）	47
(6) 介護事業者に対する実地指導	48
(7) 介護給付費返還の実績（事由別）	48
(8) 介護給付費返還の実績（サービス種類別）	49
12 地域密着型サービス	
(1) 事業内容	50
13 地域支援事業	
(1) 介護予防事業	52
(2) 包括的支援事業	62
14 事業者振興事業	
(1) 介護保険事業者説明会	65
(2) ケアマネジャー研修	66
(3) 訪問介護員現任研修	67
(4) 介護サービス事業者管理者研修	68
(5) サービス提供責任者研修	69
(6) メンタルヘルス研修	70
(7) 施設ケアマネジャー研修	71
(8) 介護職員現任研修	71
(9) 介護職員スキルアップ研修	72
(10) 介護職員による特定の者を対象とするたん吸引等の実施のための研修	72
(11) 港区介護事業者BCP（事業継続計画）策定支援研修	73
(12) 介護事業者支援事業	73
(13) 介護保険サービス第三者評価支援事業	74
15 介護人材育成支援事業	75
16 介護雇用プログラム事業	76
17 港区介護保険就労支援・雇用相談等支援事業	76
18 区内サービス種類別指定事業者数	77
19 介護保険サービスの苦情・相談	
(1) 苦情・相談の受付	78
(2) 介護相談員派遣等事業	78
20 制度の趣旨普及・広報	
(1) ちらし・パンフレット・冊子	79
(2) 出前講座	79
(3) 広報みなと（主な掲載記事）	80
(4) ホームページ	80

# 1 組織



## 2 事務分掌

課	係（担当）	担当の事務事業
高齢者支援課	高齢者福祉係	高齢者の保健福祉施策の企画・調整、高齢者の保健福祉施策の広報、いきいきプラザ等の調整、高齢者サービスについての苦情解決及び相談、敬老行事事業、高齢者の援護に係る措置費等の経理等
	在宅支援係	高齢者セーフティネットワーク構築、生活支援体制整備事業、ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業（ふれあい相談員）、緊急通報システム、訪問電話、認知症高齢者等おかえりサポート、徘徊探索支援、緊急一時保護、自立支援住宅改修等支援、家事援助サービス、紙おむつ給付、おむつ代助成、理美容サービス、寝具乾燥等消毒、福祉キャブ、無料入浴券給付、配食サービス、通院支援サービス、会食サービス、はり・マッサージサービス、コミュニティバス乗車券発行、日常生活用具給付、民間賃貸住宅入居支援等
	高齢者施設係	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、ケアハウス、高齢者集合住宅の管理運営、高齢者緊急医療短期入所事業、認知症高齢者介護家族支援事業、高齢者宿泊デイサービス事業等
	高齢者相談支援係	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の管理運営、認知症ケアの推進、高齢者虐待防止
	介護予防推進係	介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防総合センター（ラクっちゃ）の管理運営
	介護保険課	介護給付係
介護保険料係		介護保険被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・軽減・徴収等
介護収納相談担当		介護保険料の減免・徴収猶予・督促・催告・滞納処分、保険給付の制限等
介護認定係		介護保険の要介護・要支援の認定申請の受付、認定調査、介護認定審査会の運営等
介護事業者支援係		地域密着型（介護予防）サービス事業者等の指定・指導、給付適正化事業、介護保険サービス事業者支援、介護保険サービスに関する苦情解決及び相談等

### 3 港区介護保険制度検討委員会

区の介護保険事業の運営に関し、区民や地域福祉関係者等の意見を求め、利用者の立場に立った適正かつ円滑な制度の運営に役立てるため、港区介護保険制度検討委員会を設置し、区の介護保険事業の運営のあり方、地域密着型サービスの指定・基準及び介護報酬の設定等の事項を協議します。

また、平成30年度から専門部会を設置し、訪問介護サービス（生活援助中心型）を組み込んだケアプランについて検証を行っています。

#### 開催実績

年度	開催回	開催日	内容
26	第1回	平成26年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>港区介護保険レポート（案）について</li> <li>区外地域密着型サービス事業所の指定更新について</li> </ul>
	第2回	平成26年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>港区指定介護予防等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の条例の制定について</li> <li>港区高齢者保健福祉計画（第6期港区介護保険事業計画）（素案）概要説明</li> <li>地域密着型サービス事業所の指定更新・廃止・指定について</li> </ul>
	第3回	平成27年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期港区介護保険事業計画について</li> <li>区外地域密着型サービス事業所の廃止について</li> </ul>
27	第1回	平成27年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>介護保険制度の改正について</li> <li>介護保険に関するアンケート調査結果について</li> </ul>
	第2回	平成28年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>港区の地域包括ケアシステムについて</li> <li>新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）について</li> <li>港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について</li> <li>港区介護保険における指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正について</li> </ul>
	第3回	平成28年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> </ul>
28	第1回	平成28年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の追加（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>介護保険レポート提言項目実施状況</li> </ul>
	第2回	平成28年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区内／区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> </ul>
	第3回	平成29年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>次期介護保険レポート作成に向けてについて（案）</li> </ul>
	第4回	平成29年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>介護保険レポート提言項目の整理について（案）</li> </ul>



29	第1回	平成29年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>港区介護保険レポートについて</li> <li>第7期港区介護保険事業計画策定スケジュールについて</li> </ul>
	第2回	平成29年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>港区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>第7期港区介護保険事業計画（素案）について</li> <li>赤坂九丁目小規模多機能型居宅介護について</li> </ul>
	第3回	平成30年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の指定（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について</li> <li>港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について</li> <li>港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</li> <li>第7期介護保険事業計画期間における介護保険料の改定について</li> </ul>
30	第1回	平成30年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定居宅介護支援事業所の新規指定について</li> <li>指定居宅介護支援事業所の廃止について</li> <li>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について</li> </ul>
	第2回	平成30年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回港区介護保険制度検討委員会議事内容について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区内）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の更新（区外）について</li> <li>指定地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について</li> <li>指定居宅介護支援事業所の廃止について</li> <li>第1号被保険者数等の現状について</li> <li>頻回の訪問介護（生活援助中心型）が予定されているケアプランについて</li> <li>「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の提出（事前申請）に係る取扱い変更について</li> </ul>
	第3回	平成31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業所の新規指定（区外）について</li> <li>指定居宅介護支援事業所の廃止について</li> <li>第1号被保険者数等の現状について</li> </ul>

開催実績（港区介護保険制度検討委員会専門部会）

年度	開催回	開催日	内容
30	第1回	平成31年1月30日	・ 頻回の訪問介護（生活援助中心型）が予定されているケアプランについて

根拠法令等

港区介護保険制度検討委員会設置要綱

## 4 財政

### (1) 平成 26～30 年度 介護保険会計の実質的な歳入状況

年度 款	26			27			28		
	予算現額 (円)	決算額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	決算額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	決算額 (円)	構成比 (%)
介護保険料	2,816,487,000	2,868,963,449	20.00	3,717,563,000	3,631,969,437	24.36	3,755,967,000	3,727,678,429	24.50
使用料及び手数料	1,000	0	0	1,000	300	0	1,000	900	0
国庫支出金	2,914,666,000	2,878,500,392	20.06	2,969,009,000	2,801,073,299	18.79	3,162,085,000	2,846,350,104	18.71
支払基金交付金	3,854,774,000	3,861,217,837	26.91	3,987,000,000	3,816,761,824	25.60	4,181,289,000	3,829,570,214	25.17
都支支出金	2,013,656,000	1,993,783,210	13.90	2,120,326,000	2,036,921,359	13.66	2,237,304,000	2,054,016,467	13.50
財産収入	105,000	43,933	0	1,000	0	0	85,000	57,424	0
寄附金	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0
繰入金	2,639,935,000	2,582,927,335	18.00	2,719,746,000	2,500,304,227	16.77	2,670,971,000	2,397,725,341	15.76
繰越金	72,596,000	72,596,106	0.51	96,134,000	96,134,987	0.64	332,716,000	332,716,546	2.19
諸収入	23,179,000	24,729,658	0.17	23,108,000	23,352,008	0.16	23,113,000	26,355,302	0.17
特別区債	65,352,000	65,352,000	0.46						
合計	14,400,752,000	14,348,113,920	100	15,632,889,000	14,906,517,441	100	16,363,532,000	15,214,470,727	100

年度 款	29			30		
	予算現額 (円)	決算額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	決算額 (円)	構成比 (%)
介護保険料	3,766,850,979	3,761,434,787	23.87	3,947,404,000	4,071,368,633	25.12
使用料及び手数料	3,600	3,600	0.00	1,000	6,000	0.00
国庫支出金	3,173,567,869	2,957,812,533	18.77	3,104,869,000	3,054,665,549	18.85
支払基金交付金	3,964,060,000	3,962,263,909	25.14	4,020,633,000	3,875,352,313	23.91
都支支出金	2,154,306,942	2,119,245,867	13.45	2,219,460,000	2,154,572,007	13.29
財産収入	38,127	38,127	0.00	259,000	128,938	0.00
寄附金	0	0	0.00	1,000	0	0.00
繰入金	2,490,345,965	2,490,345,965	15.80	2,664,600,000	2,534,043,548	15.64
繰越金	448,757,149	448,757,149	2.85	515,659,000	515,658,935	3.18
諸収入	19,614,909	19,614,909	0.12	107,000	86,339	0.00
特別区債						
合計	16,017,545,540	15,759,516,846	100.00	16,472,993,000	16,205,882,262	100

注：構成比は、各款ごとに小数点第3位以下を四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。

この表は、各年度歳入決算額から、過誤納により翌年度還付する介護保険料の見込み額や、実績精算により翌年度返還又は追加交付される国庫支出金等の見込み額を調整したもので、単年度の実質的な収入額により近い数字となっています。

～～～ 介護保険事業計画と給付費財源構成のはなし ～～～

介護保険制度では、3年を1期として事業計画を策定し、その間の保険給付費が総額どのくらいになるか、給付をまかなうのに必要な保険料はいくらぐらいになるか等を推計し運営しています。

給付費の財源構成は、介護保険法等で枠組みが決められていて、基本的には、半分をみなさんから納めていただく保険料、残り半分を税金（国、都、区がそれぞれ定められた割合で負担）でまかなうこととなっています。

これを事業計画の期間ごとにもう少し具体的に見てみると、次のようになります。

○第5期事業計画期間（平成24年度～平成26年度）

第1号被保険者（65歳以上）保険料	21.0%	
第2号被保険者（40～64歳）保険料	29.0%	
国庫負担金 ※2	施設サービス等分の	15.0%
	その他分の	20.0%
国庫補助金（財政調整交付金）	5.0%	※1
都負担金 ※2	施設サービス等分の	17.5%
	その他分の	12.5%
区一般会計からの繰入金	12.5%	

○第6期事業計画期間（平成27年度～平成29年度）

第1号被保険者（65歳以上）保険料	22.0%	
第2号被保険者（40～64歳）保険料	28.0%	
国庫負担金 ※2	施設サービス等分の	15.0%
	その他分の	20.0%
国庫補助金（財政調整交付金）	5.0%	※1
都負担金 ※2	施設サービス等分の	17.5%
	その他分の	12.5%
区一般会計からの繰入金	12.5%	

○第7期事業計画期間（平成30年度～令和2年度）

第1号被保険者（65歳以上）保険料	23.0%	
第2号被保険者（40～64歳）保険料	27.0%	
国庫負担金 ※2	施設サービス等分の	15.0%
	その他分の	20.0%
国庫補助金（財政調整交付金）	5.0%	※1
都負担金 ※2	施設サービス等分の	17.5%
	その他分の	12.5%
区一般会計からの繰入金	12.5%	

※1 財政調整交付金とは、財政状況に影響を及ぼす自治体ごとの地域特性（人口に占める後期高齢者の割合等）を勘案して、自治体ごとに率を調整して交付されるもので、全国的に見れば給付費総額の5.0%ですが、港区は毎年2～3%台と平均を下回っており、この不足分は第1号被保険者保険料収入でまかなうこととなります。

※2 国と都は、合わせて標準給付費の32.5%を負担するという構造は、第2期から変わりませんが、地方への財源移譲の一環として、平成18年度から施設サービス費（特養ホームや老健施設などの入所サービス）等については、国15.0%、都17.5%の負担率に変更となりました。

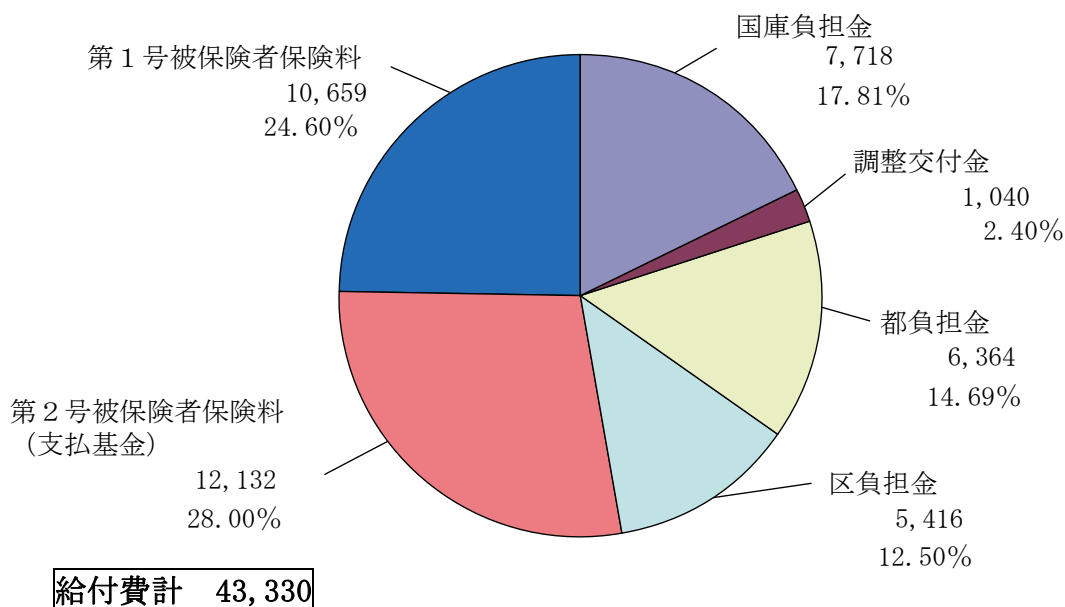
これにより標準給付費全体に対する国と都の負担割合は、定率ではなく毎年の給付実績によって変動することとなりましたが、平成30年度の実績では、国約17.75%、都約14.75%となっています。

<介護給付費に対する財源別構成割合と金額（計画値・実績値）>

第6期事業計画期間（平成27～29年度）

計画値

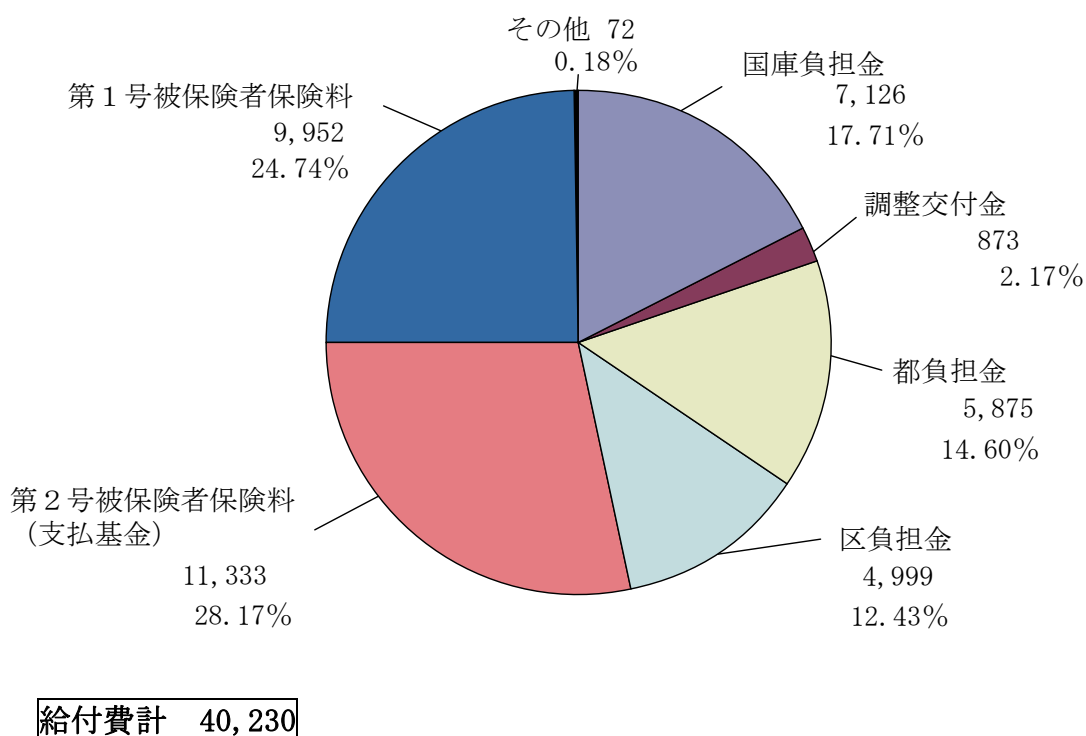
単位：百万円



第6期事業計画期間（平成27～29年度）

実績値

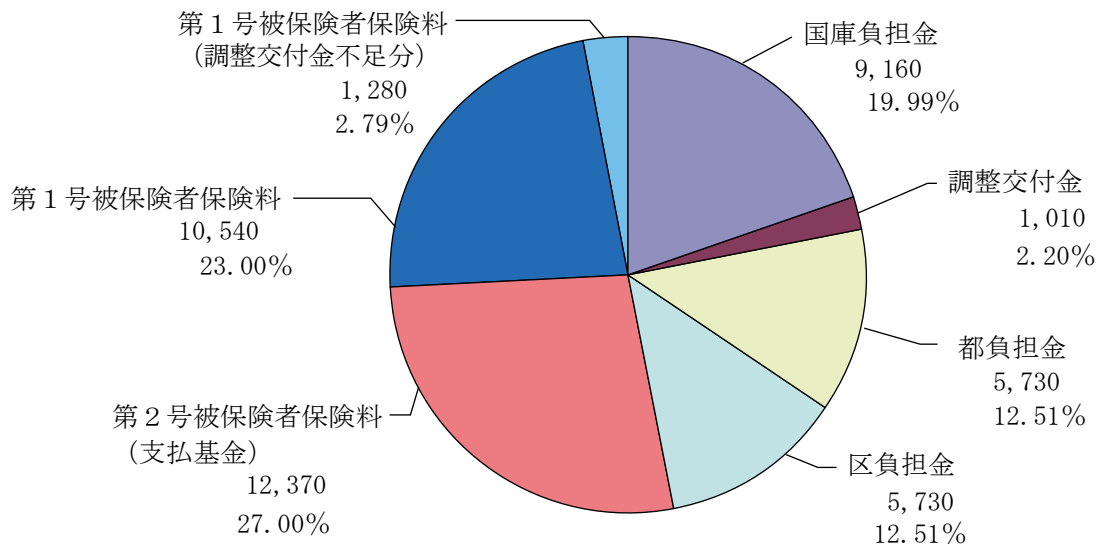
単位：百万円



第7期事業計画期間（平成30～令和2年度）

計画値

単位：百万円

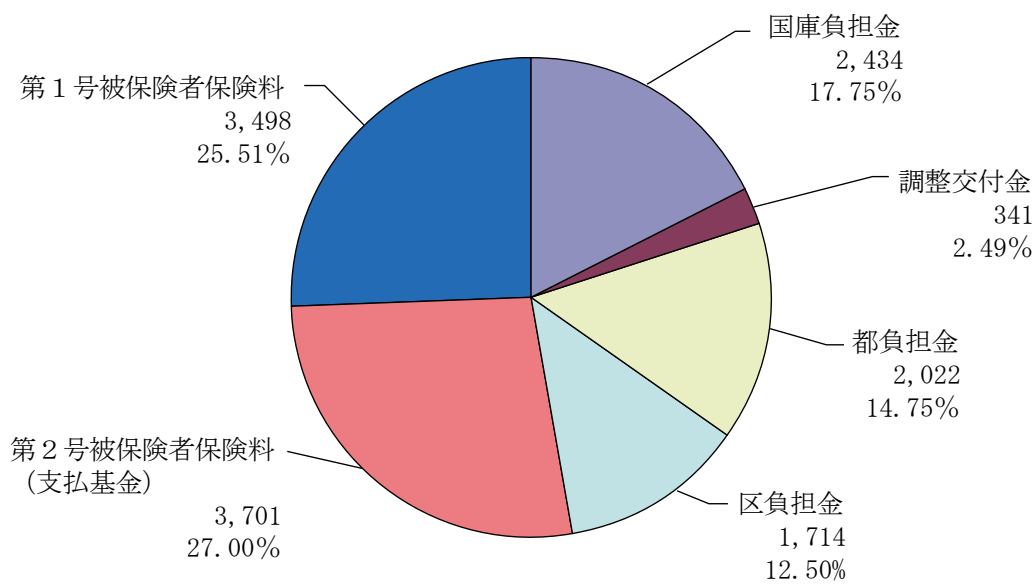


給付費計 45,820

第7期事業計画期間（平成30～令和2年度）

平成30年度実績値

単位：百万円



給付費計 13,709

## (2) 介護保険給付準備基金

介護保険制度では、保険給付費の予想外の増加等財政運営上の不測の事態に備えるため、年度決算で生じた剰余金は、そのうち翌年度においてあらかじめ使途の決まっている金額（国庫負担金の実績確定に伴う超過受入額返還金等）を除き、基金に積み立てることとなっています。

港区では、第2期事業計画期間（平成15～17年度）において、保険料収入不足を補うためこの基金積立金の活用で対応し、平成17年度にはいったん全額を取り崩すこととなりました。

その後第3期事業計画期間（平成18～20年度）に入り、給付費額に対し保険料収入が比較的良好であったため積立を行い、給付費増等の事態に備えることができました。

第4期事業計画期間（平成21～23年度）では、給付費が増加する中、この積立額を活用し、介護保険料の金額の上昇を抑制しました。

第4期計画期間年度末残高についても、第5期事業計画期間（平成24～26年度）に繰り入れ、安定的な介護保険財政の運営を確保するために活用しました。

第5期事業計画期間（平成24～26年度）では、積立額を活用し、給付費の増加に対応しました。

第6期事業計画期間（平成27～29年度）では、改めて積立を行い、給付費増の事態に備えています。

### ○介護保険給付準備基金

（平成25年度当初残高 422,011,225円）

年 度	積 立 額	取 崩 し 額	年 度 末 残 高
26	41,165,991円	243,966,835円	0円
27	47,673,186円	0円	47,673,186円
28	213,425,329円	0円	261,098,515円
29	255,742,359円	0円	516,840,874円
30	256,748,933円	0円	773,589,807円



## 5 高齢者人口の推移

### (1) 人口推移

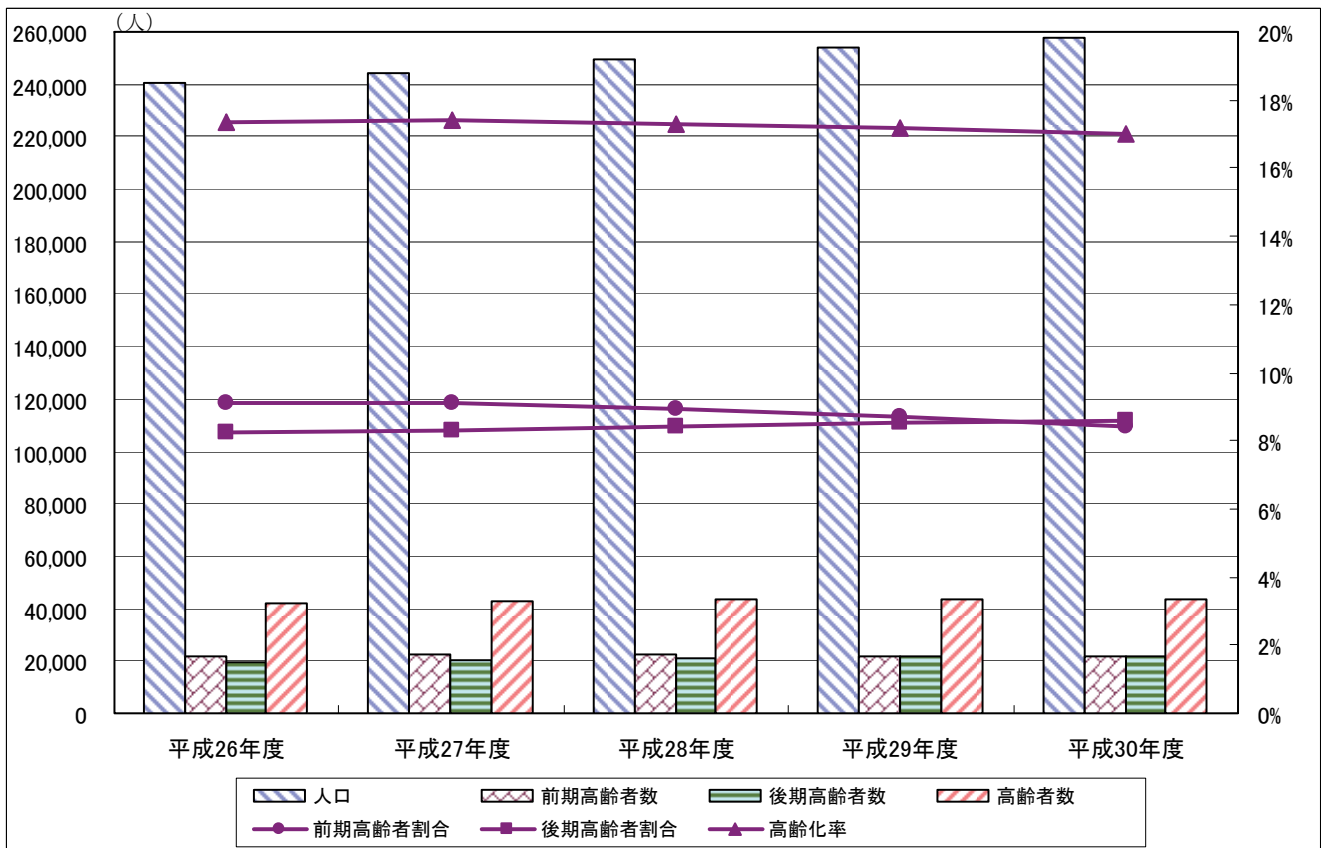
各年度1月1日現在（単位：人）

人口の区分		年度				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
港区		240,585	243,977	249,242	253,639	257,426
65歳以上 (高齢化率)		41,749 (17.35%)	42,441 (17.40%)	43,155 (17.31%)	43,622 (17.20%)	43,784 (17.01%)
内 訳	65～74歳 (前期高齢者割合)	21,960 (9.13%)	22,214 (9.10%)	22,227 (8.92%)	22,040 (8.69%)	21,710 (8.43%)
	75歳以上 (後期高齢者割合)	19,789 (8.23%)	20,227 (8.29%)	20,928 (8.40%)	21,582 (8.51%)	22,074 (8.57%)

(港区住民基本台帳より)

### (2) 高齢化率

各年度1月1日現在



## 6 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

### (1) 第1号被保険者

区内に住民登録をしている65歳以上の人

第1号被保険者数の推移

各年度末日現在 (単位：人)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
65歳以上75歳未満	22,114	22,278	22,175	22,034	21,638
75歳以上	20,337	20,907	21,683	22,242	22,896
計	42,451	43,185	43,858	44,276	44,534
※外国人(再掲)	782	825	865	930	1,009
※住所地特例被保険者(再掲)	447	512	557	622	704

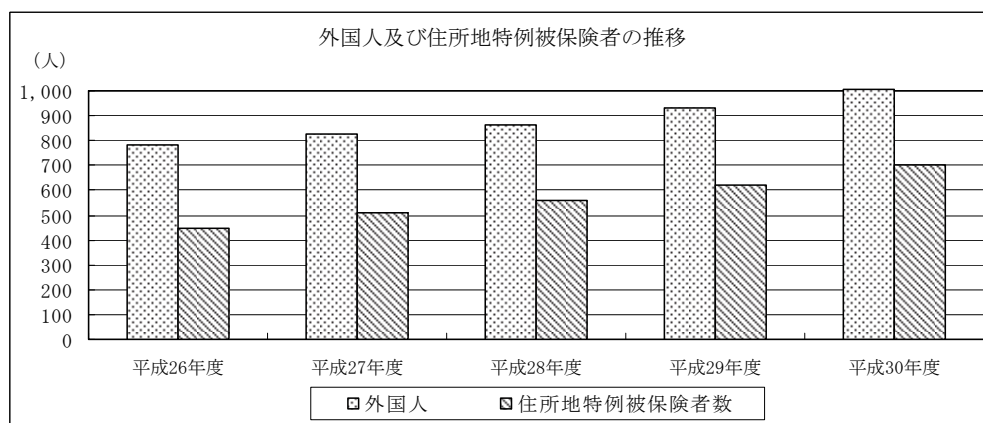
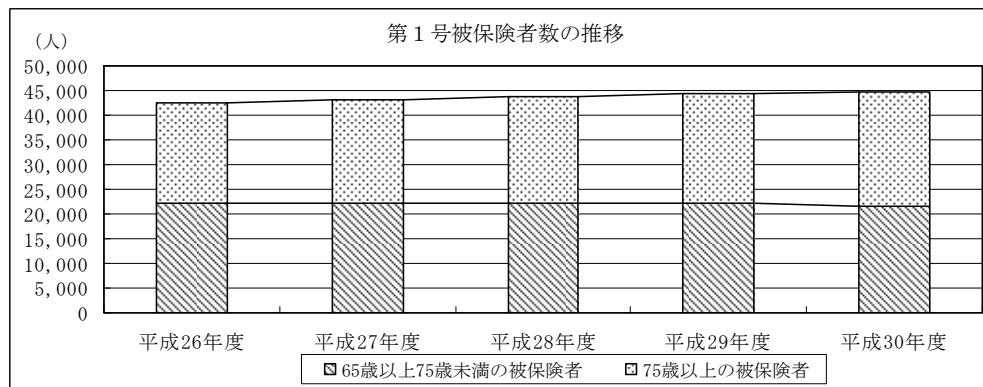
※外国人

日本に3か月を超えて在留する外国籍の人も介護保険被保険者となります。

※住所地特例被保険者

港区から区外に所在する次の①～③の施設に住所を移した人も、引き続き港区の被保険者になります。

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設  
※ただし、介護老人福祉施設については、29人以下の施設(地域密着型介護老人福祉施設)を除く。
- ② 有料老人ホーム、軽費老人ホーム ※共に29人以下の介護専用型特定施設(地域密着型特定施設)を除く。
- ③ 養護老人ホーム ※ただし、老人福祉法第11条第1項第1号による入所措置をとられた入所者に限る。



## (2) 第2号被保険者

区内に住民登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

根拠法令等

介護保険法第9条～第13条

介護保険法施行規則第23条～第33条

## 7 介護保険料

### (1) 第1号被保険者

#### ①-1 保険料額

65歳以上の人の保険料は、区の介護サービス費用総額から算出して、介護保険事業計画期間の3年ごとに区が定めます。その人の前年の所得状況及び世帯の課税状況に応じ17段階に設定されます。

保険料（令和元年度）

所得段階	対象者		年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者又は本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人</li> <li>世帯全員住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人</li> </ul>		24,356円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超え、120万円以下の人	37,470円
第3段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、120万円を超える人	46,838円
第4段階	本人が 住民税非課税で 世帯員が 住民税課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人	59,952円
第5段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超える人	74,940円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額125万円未満の人	78,687円
第7段階		合計所得金額125万円以上190万円未満の人	82,434円
第8段階		合計所得金額190万円以上250万円未満の人	89,928円
第9段階		合計所得金額250万円以上350万円未満の人	104,916円
第10段階		合計所得金額350万円以上500万円未満の人	119,904円
第11段階		合計所得金額500万円以上750万円未満の人	146,133円
第12段階		合計所得金額750万円以上1,000万円未満の人	179,856円
第13段階		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の人	217,326円
第14段階		合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の人	254,796円
第15段階		合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の人	296,013円
第16段階		合計所得金額3,000万円以上5,000万円未満の人	337,230円
第17段階	合計所得金額5,000万円以上の人	382,194円	

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費等を控除した額の合計額です。繰越損失がある場合は繰越控除前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額については、年金収入に係る所得を控除した額を用います。

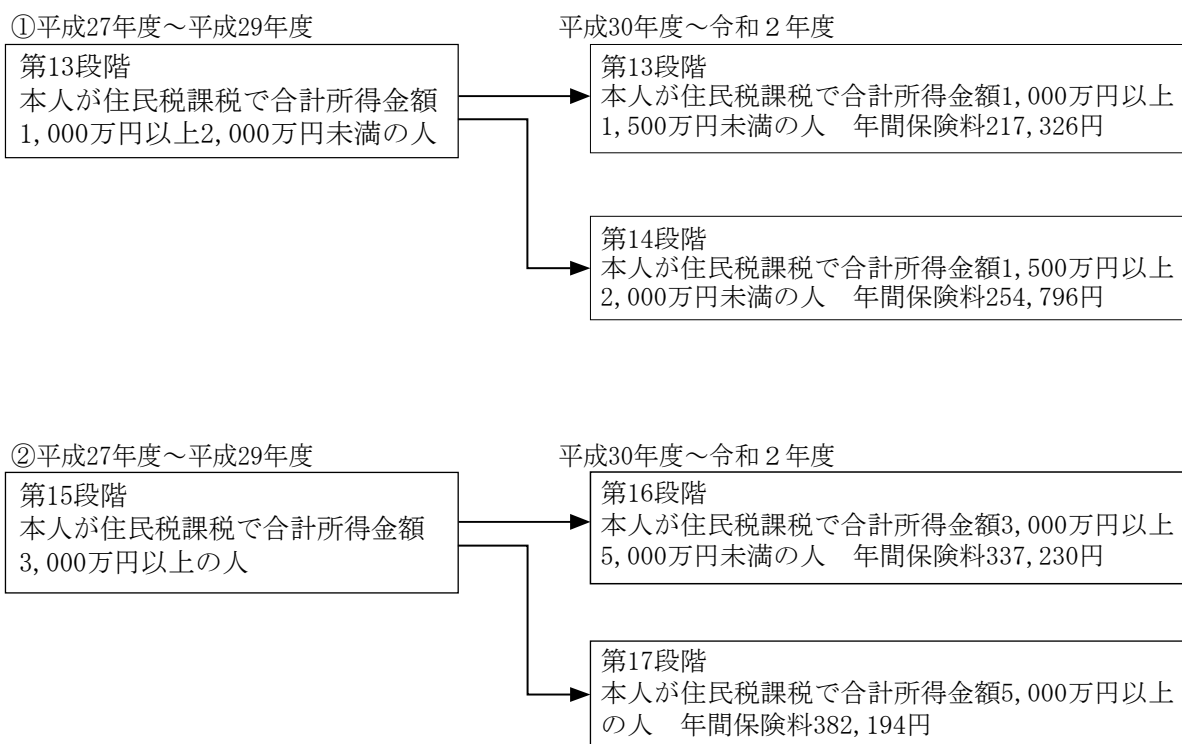
※「世帯」は各年度の4月1日時点の世帯構成で判断します。年度途中での転入や、65歳となった人は資格取得日で判断します。

※納期ごとの期割額は、普通徴収の場合は10円未満の端数を全て最初の回に集め、特別徴収の場合は100円未満の端数を全て10月に集めます。転入・転出などの異動により、算定された保険料額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

※消費税法改正により、区では令和元年度における介護保険料額について、所得段階の第1段階から第3段階までを軽減しました。

### ①-2 変更した保険料段階

政令改正等により、区では平成29年度までの保険料段階を、平成30年度から変更しました。



所得段階別人数

各年度末日現在 (単位：人)

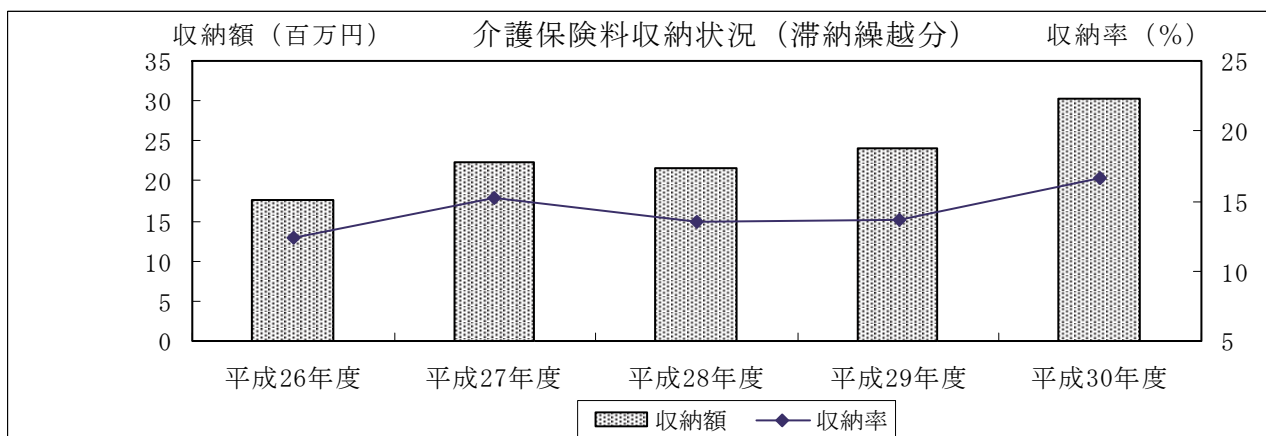
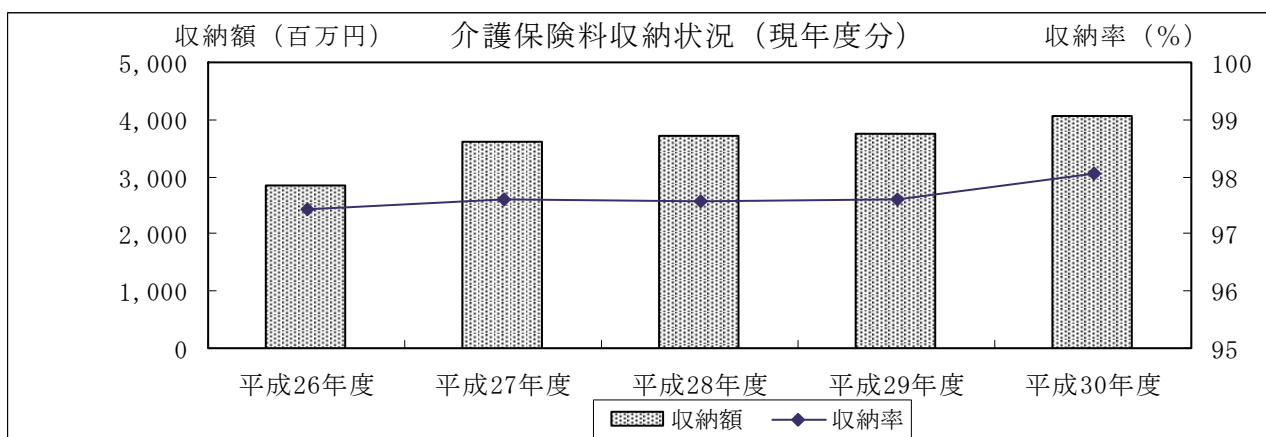
年度 所得段階	26	27	28	29	30
第1段階	1,199	8,452	8,612	8,735	8,118
	1,243	8,153	8,068	8,022	7,994
第2段階	7,202	2,426	2,472	2,508	2,868
	6,820	2,448	2,571	2,627	2,698
特例第3段階	2,220				
	2,314				
第3段階	2,408	2,427	2,473	2,509	2,712
	2,301	2,439	2,462	2,545	2,610
特例第4段階	4,628				
	4,725				
第4段階	2,859	4,732	4,821	4,891	4,458
	2,716	4,719	4,648	4,594	4,550
第5段階	3,906	2,778	2,831	2,871	3,059
	4,299	2,785	2,947	2,980	2,995
第6段階	6,672	4,423	4,506	4,571	4,925
	6,420	4,466	4,567	4,789	4,713
第7段階	4,946	3,824	3,897	3,953	4,159
	4,880	3,866	3,886	4,067	3,937
第8段階	1,850	2,708	2,759	2,799	2,685
	1,936	2,619	2,601	2,669	2,603
第9段階	985	2,558	2,606	2,644	2,694
	1,021	2,586	2,649	2,701	2,781
第10段階	1,618	2,348	2,393	2,427	2,307
	1,891	2,298	2,404	2,386	2,407
第11段階	623	1,949	1,986	2,014	1,982
	666	1,931	2,043	2,034	2,046
第12段階	895	1,002	1,021	1,035	1,060
	1,219	1,069	1,100	1,069	1,116
第13段階		1,864	1,900	1,927	1,078
		1,931	1,928	1,831	1,188
第14段階		641	653	663	606
		655	662	667	755
第15段階		1,244	1,268	1,286	672
		1,220	1,322	1,295	713
第16段階					517
					618
第17段階					632
					810
計	42,011	43,376	44,198	44,833	44,532
	42,451	43,185	43,858	44,276	44,534

上段：計画値、下段：実数值

介護保険料収納状況

各年度出納閉鎖日現在 (単位：円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C)÷A	未納額 E A-(B-C)	不納欠損額
26	特別徴収	2,388,730,712	2,392,548,014	3,817,302	100.00%	0	0
	普通徴収	538,545,066	463,898,401	334,541	86.08%	74,981,206	0
	合計	2,927,275,778	2,856,446,415	4,151,843	97.44%	74,981,206	0
	滞納繰越分	141,561,653	17,637,269	24,870	12.44%	123,949,254	51,716,977
27	特別徴収	3,025,354,623	3,028,628,866	3,274,243	100.00%	0	0
	普通徴収	675,755,638	587,494,148	278,105	86.90%	88,539,595	0
	合計	3,701,110,261	3,616,123,014	3,552,348	97.61%	88,539,595	0
	滞納繰越分	146,964,820	22,294,989	11,570	15.16%	124,681,401	54,687,046
28	特別徴収	3,064,725,242	3,069,117,354	4,392,112	100.00%	0	0
	普通徴収	736,038,379	643,635,063	485,951	87.38%	92,889,267	0
	合計	3,800,763,621	3,712,752,417	4,878,063	97.56%	92,889,267	0
	滞納繰越分	158,392,403	21,564,067	62,768	13.57%	136,891,104	53,158,383
29	特別徴収	3,159,236,303	3,163,431,364	4,195,061	100.00%	0	0
	普通徴収	670,516,378	579,229,326	410,704	86.32%	91,697,756	0
	合計	3,829,752,681	3,742,660,690	4,605,765	97.61%	91,697,756	0
	滞納繰越分	176,251,972	24,190,289	204,675	13.61%	152,266,358	61,667,550
30	特別徴収	3,393,225,887	3,398,733,370	5,507,483	100.00%	0	0
	普通徴収	726,677,358	646,604,646	713,001	88.88%	80,785,713	0
	合計	4,119,903,245	4,045,338,016	6,220,484	98.04%	80,785,713	0
	滞納繰越分	181,761,533	30,362,818	54,679	16.67%	151,453,394	64,061,597



② 保険料の納付方法

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金等が年額 18 万円以上の人は、年金から天引きされる特別徴収となります。

それ以外の人は、納付書又は口座振替で納付する普通徴収になります。

③ 保険料の軽減

以下の全ての要件に該当する人は、申請により保険料額が第 2 段階及び第 3 段階から第 1 段階に軽減されます。

ア 保険料所得段階が第 2 段階又は第 3 段階であること

イ 世帯の前年 1 年間の年金収入・給与収入については収入金額を、その他の収入については所得に直した金額を合計したものが、1 人世帯は140万円以下、2 人世帯は200万円以下、3 人世帯は260万円以下のように、世帯人数が 1 人増えるごとに60万円加算した金額以下であること（家賃・地代は年間最高97万円まで控除）

ウ 世帯の全ての預貯金合計額が、1 人世帯は300万円以下、2 人世帯は400万円以下、3 人世帯は500万円以下のように、世帯人数が 1 人増えるごとに100万円加算した金額以下であること

エ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと

オ 保険料に滞納がないこと（ただし、分割納付誓約書を提出した場合は除く）

介護保険料軽減状況

各年度末日現在

年 度	26	27	28	29	30
区分					
軽減実績延人数（人）	74	70	70	74	66
年度末軽減人数（人）	73	68	70	70	59
軽減額（円）	884,100	952,675	800,702	1,028,864	898,031

④ 保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請ができます。

審査の結果により認められた場合、一定期間保険料が減免されます。

介護保険料減免状況

各年度末日現在（ ）：延人数

年 度	26	27	28	29	30
区分					
減免承認人数（人）	9 (18)	6 (10)	4 (7)	4 (8)	3 (5)
減免額（円）	369,450	463,633	214,298	232,314	151,344

## (2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。

集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

## (3) 収納状況等

介護保険料の収納や被保険者証の再交付、住所地特例適用届の受理などは、介護保険課介護保険料係のほか各総合支所区民課窓口サービス係で行っています。

介護保険料収納状況

各年度出納閉鎖日現在(単位：円)

年度	26	27	28	29	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	2,946,009	3,622,781	4,310,305	3,648,726	2,521,868
芝地区総合支所区民課	2,232,474	3,689,409	4,991,389	3,987,746	2,514,624
麻布地区総合支所区民課	2,912,535	3,615,886	4,159,933	3,283,364	4,166,183
赤坂地区総合支所区民課	3,121,945	2,025,305	3,467,682	2,277,908	1,869,137
高輪地区総合支所区民課	3,576,327	4,201,764	3,662,651	2,975,551	2,072,947
芝浦港南地区総合支所区民課	2,776,182	2,513,343	2,896,605	2,326,264	1,747,832
〃 台場分室	641,987	406,674	517,544	409,649	419,589
計	18,207,459	20,075,162	24,006,109	18,909,208	15,312,180

被保険者証 再交付件数

各年度末日現在(単位：件)

年度	26	27	28 (※1)	29	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	270	265	140	160	163
芝地区総合支所区民課	19	27	24	26	39
麻布地区総合支所区民課	85	19	29	20	29
赤坂地区総合支所区民課	12	24	45	24	23
高輪地区総合支所区民課	28	50	63	64	54
芝浦港南地区総合支所区民課	43	21	32	25	39
〃 台場分室	1	4			
計	458	410	333	319	347

受給資格証明書 交付件数

各年度末日現在(単位：件)

年度	26	27	28 (※1)	29 (※2)	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	36	41	22	36	45
芝地区総合支所区民課	55	69	47	39	
麻布地区総合支所区民課	37	29	22	12	
赤坂地区総合支所区民課	26	25	26	20	
高輪地区総合支所区民課	37	43	28	23	
芝浦港南地区総合支所区民課	24	37	21	14	
〃 台場分室	5	2			
計	220	246	166	144	45



## 資格者証 交付件数

各年度末日現在(単位：件)

年度	26	27	28 (※3)	29	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	3,817	3,688	3,525	2,854	3,045
芝地区総合支所区民課	69	59			
麻布地区総合支所区民課	53	28			
赤坂地区総合支所区民課	31	33			
高輪地区総合支所区民課	44	43			
芝浦港南地区総合支所区民課	26	34			
〃 台場分室	4	1			
計	4,044	3,886	3,525	2,854	3,045

## 受給資格証明書 受理件数

各年度末日現在(単位：件)

年度	26	27	28	29	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	15	14	14	0	0
芝地区総合支所区民課	49	25	45	55	37
麻布地区総合支所区民課	40	17	24	20	14
赤坂地区総合支所区民課	21	19	22	34	16
高輪地区総合支所区民課	37	39	33	28	28
芝浦港南地区総合支所区民課	23	26	22	20	27
〃 台場分室	3	1	5	0	1
計	188	141	165	157	123

## 住所地特例適用届 受理件数

各年度末日現在(単位：件)

年度	26	27	28	29	30
受付場所					
保健福祉支援部介護保険課	53	68	71	66	104
芝地区総合支所区民課	19	35	27	35	15
麻布地区総合支所区民課	14	17	13	21	20
赤坂地区総合支所区民課	14	11	12	9	25
高輪地区総合支所区民課	10	27	30	28	30
芝浦港南地区総合支所区民課	5	12	12	12	24
〃 台場分室	1	1	1	2	0
計	116	171	166	173	218

※1 平成28年度から、被保険者証の再交付と受給資格証明書の交付で、芝浦港南地区総合支所台場分室の分は、芝浦港南地区総合支所区民課に含みます。

※2 平成29年度11月から、受給資格証明書の交付は介護保険課のみとなりました。

※3 平成28年度から、資格者証の交付は介護保険課のみとなりました。

## 根拠法令等

介護保険法第129条～第146条、第199条～第203条

介護保険法施行令第38条～第45条の7

介護保険法施行規則第141条～第159条

港区介護保険条例第7条～第23条、付則第1条～第6条、改正付則

港区介護保険条例施行規則第3条～第7条、第31条～第40条

港区介護保険料徴収猶予・減免事務取扱要綱

港区介護保険料軽減の取扱いに関する要綱

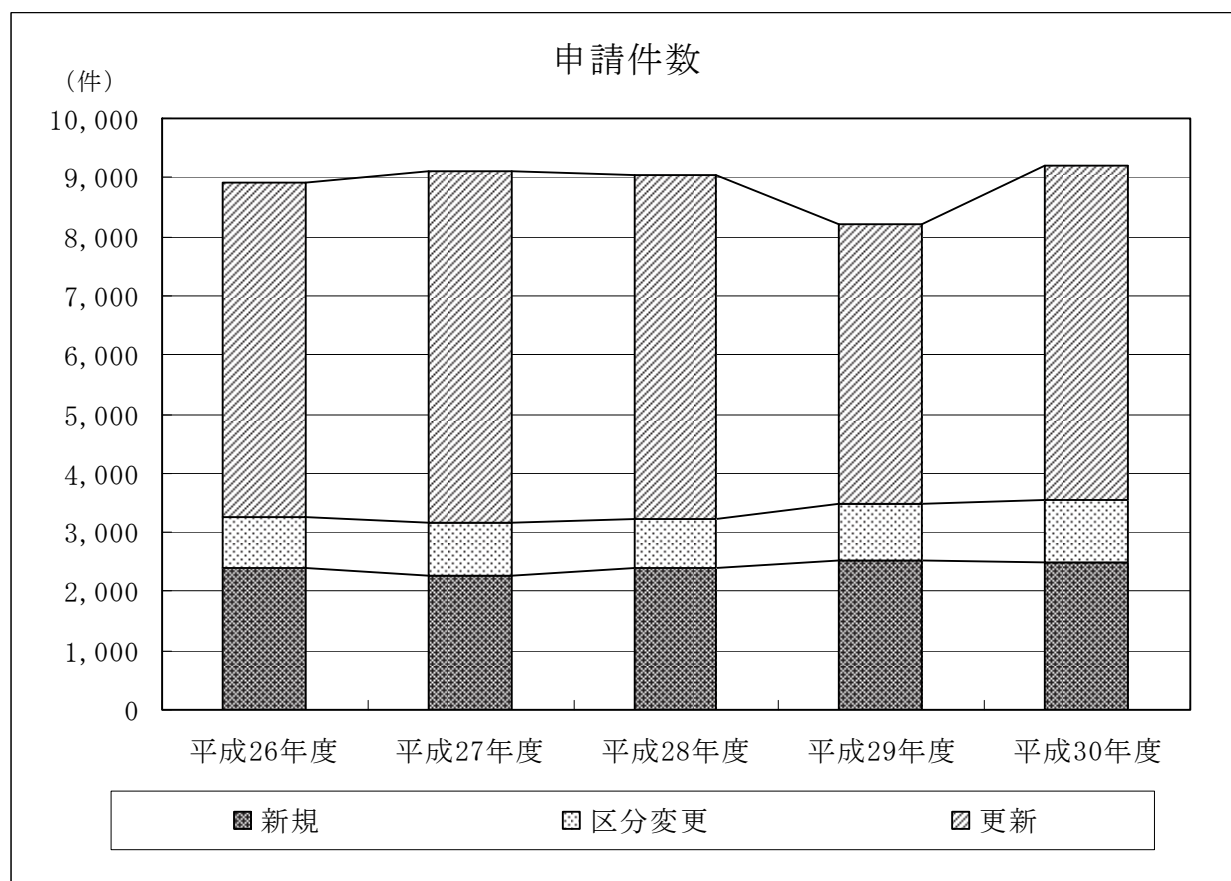
## 8 要介護認定の状況

### (1) 要介護認定等申請件数

区役所・各総合支所・各高齢者相談センター（地域包括支援センター）で申請を受け付けます。

（単位：件）

年度	申請件数			
	新規	区分変更	更新	計
26	2,383	864	5,680	8,927
27	2,269	907	5,925	9,101
28	2,399	842	5,790	9,031
29	2,531	959	4,721	8,211
30	2,502	1,040	5,654	9,196

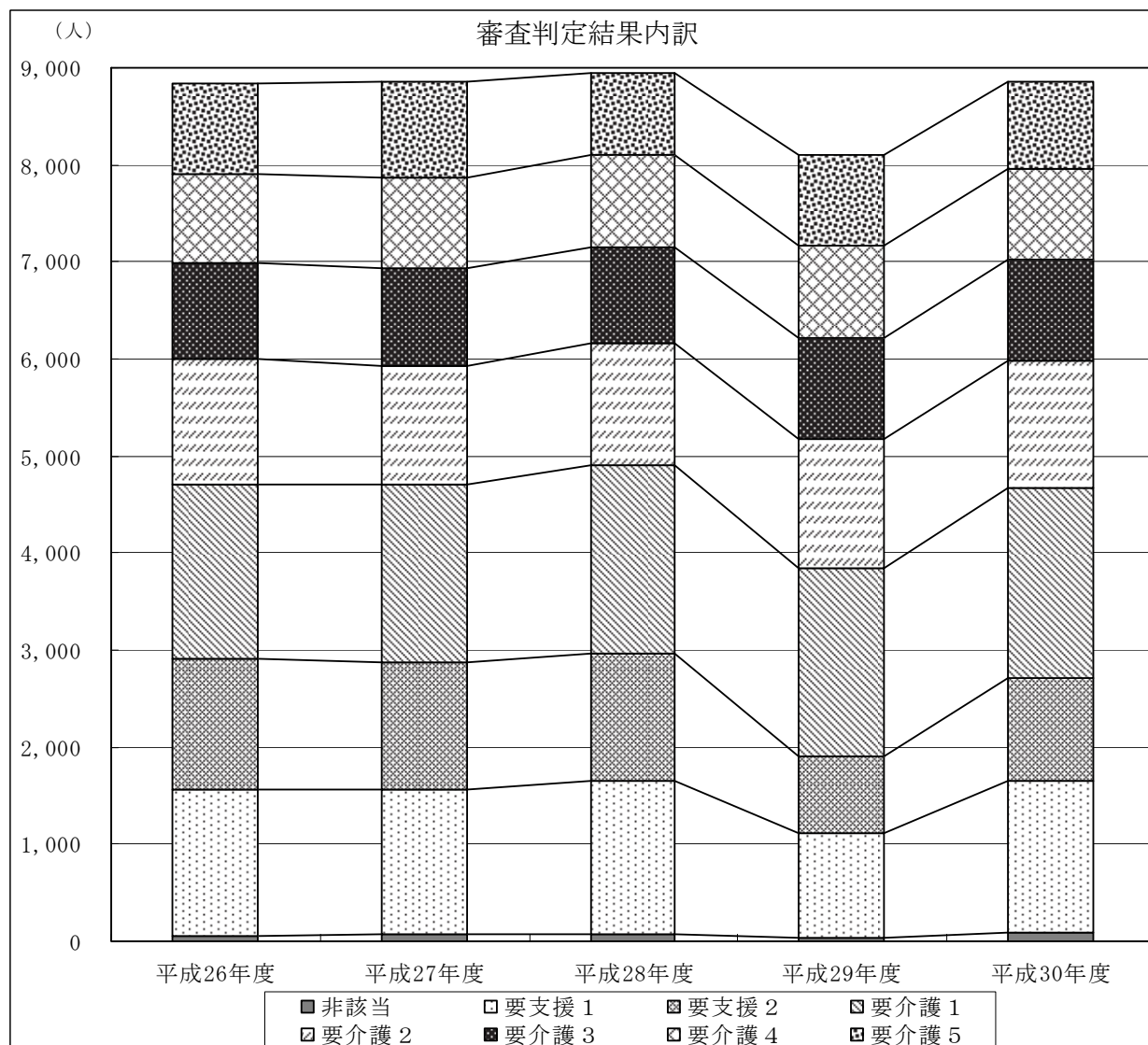


## (2) 審査判定件数

要介護1～5、要支援1・2の7段階の認定を行っています。

(単位：件)

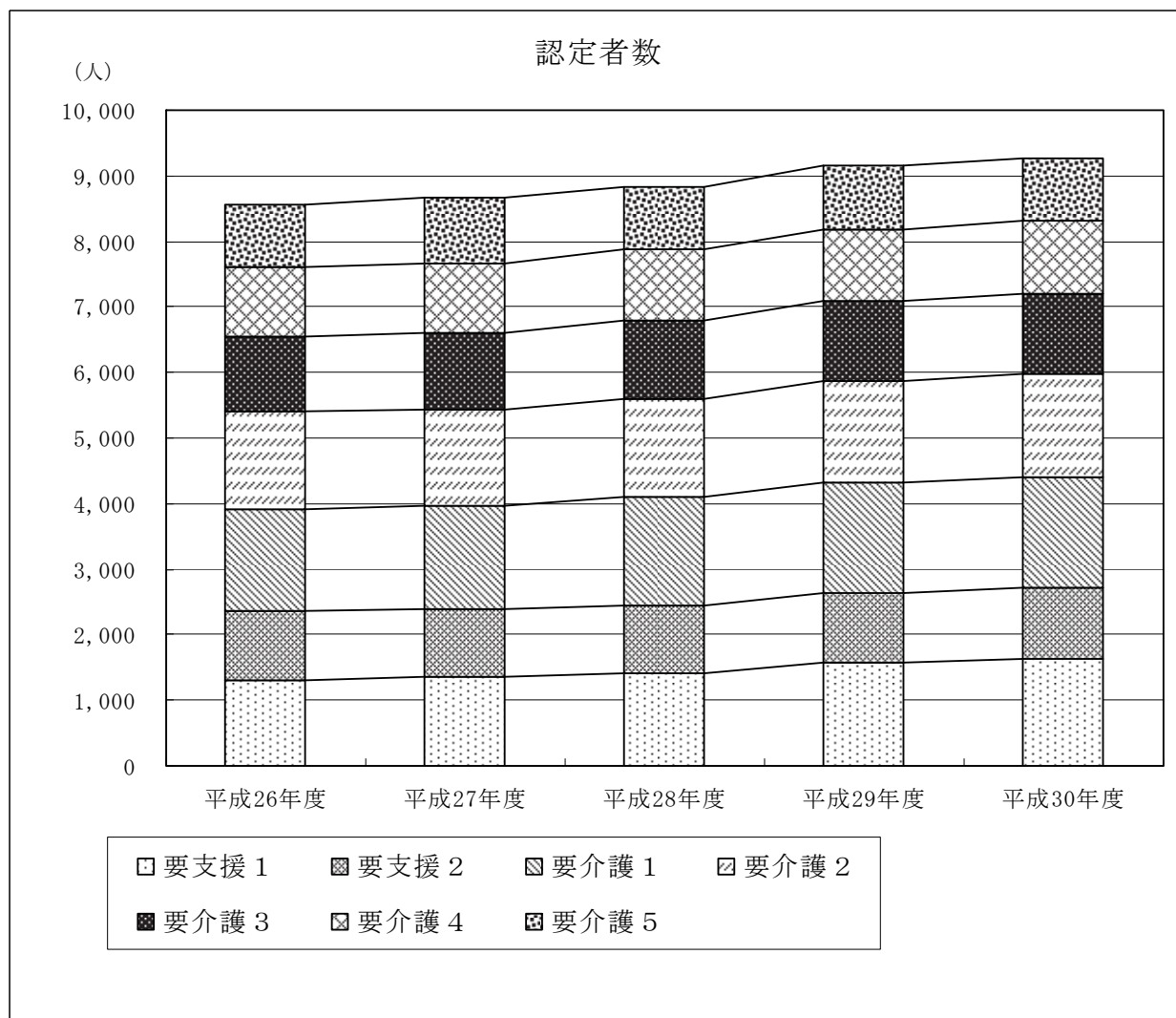
年度	審査判定結果内訳								審査判定件数
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
26	50	1,510	1,344	1,807	1,289	991	919	929	8,839
27	65	1,505	1,303	1,830	1,224	1,000	944	978	8,849
28	72	1,589	1,310	1,937	1,262	981	942	850	8,943
29	41	1,075	794	1,931	1,333	1,046	940	942	8,102
30	95	1,559	1,062	1,963	1,296	1,054	937	888	8,854



### (3) 要介護（要支援）認定者数

各年度末日現在（単位：人）

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
26	1,304	1,071	1,530	1,497	1,149	1,046	959	8,556
27	1,349	1,054	1,572	1,456	1,182	1,056	1,005	8,674
28	1,403	1,049	1,663	1,490	1,185	1,097	950	8,837
29	1,569	1,078	1,678	1,556	1,212	1,092	962	9,147
30	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271



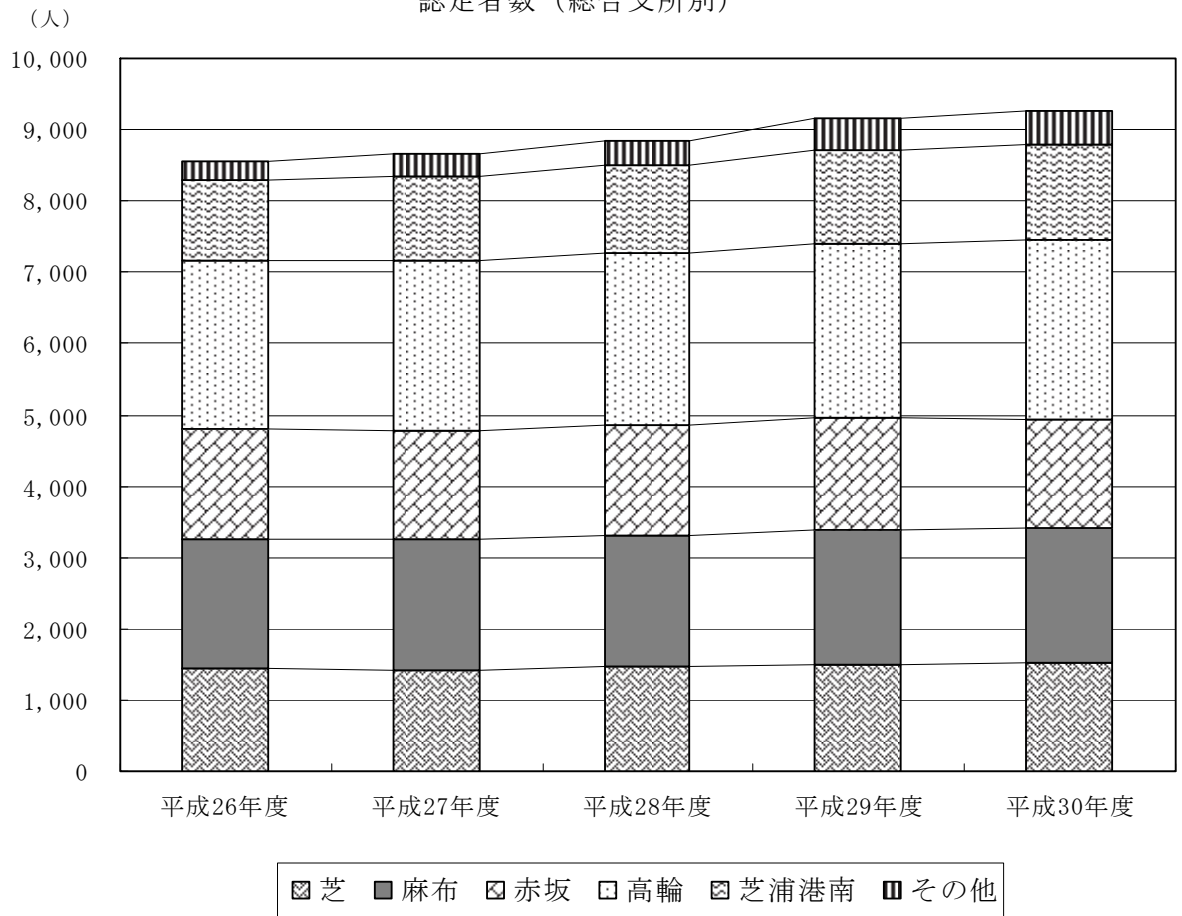
(4) 要介護（要支援）認定者数（総合支所別）

各年度末日現在（単位：人）

年度	総合支所	比率 (%)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
26	芝	16.9	197	168	283	259	188	176	174	1,445
	麻布	21.0	285	211	264	291	280	245	221	1,797
	赤坂	18.2	230	195	290	269	199	203	172	1,558
	高輪	27.5	397	322	416	420	290	261	247	2,353
	芝浦港南	13.2	164	155	234	198	149	113	115	1,128
	その他	3.2	31	20	43	60	43	48	30	275
	合計	100.0	1,304	1,071	1,530	1,497	1,149	1,046	959	8,556
27	芝	16.5	207	163	263	264	170	174	188	1,429
	麻布	20.9	274	206	302	280	269	245	240	1,816
	赤坂	17.6	228	187	296	267	201	186	162	1,527
	高輪	27.6	411	315	432	385	324	268	258	2,393
	芝浦港南	13.7	200	145	224	197	172	125	123	1,186
	その他	3.7	29	38	55	63	46	58	34	323
	合計	100.0	1,349	1,054	1,572	1,456	1,182	1,056	1,005	8,674
28	芝	16.6	230	176	261	273	188	177	162	1,467
	麻布	20.8	288	206	343	280	271	243	203	1,834
	赤坂	17.6	236	178	312	260	205	203	161	1,555
	高輪	27.4	417	309	454	399	296	279	270	2,424
	芝浦港南	13.7	202	138	243	207	167	136	118	1,211
	その他	3.9	30	42	50	71	58	59	36	346
	合計	100.0	1,403	1,049	1,663	1,490	1,185	1,097	950	8,837
29	芝	16.5	278	183	261	252	206	178	147	1,505
	麻布	20.5	320	213	327	298	261	241	217	1,877
	赤坂	17.1	247	170	314	268	208	188	176	1,571
	高輪	26.8	443	311	461	423	281	268	265	2,452
	芝浦港南	14.4	237	167	248	230	177	137	117	1,313
	その他	4.7	44	34	67	85	79	80	40	429
	合計	100.0	1,569	1,078	1,678	1,556	1,212	1,092	962	9,147
30	芝	16.3	277	199	260	252	205	164	156	1,513
	麻布	20.4	338	212	320	266	264	260	226	1,886
	赤坂	16.7	253	166	321	262	199	188	158	1,547
	高輪	27.0	482	311	453	432	291	294	243	2,506
	芝浦港南	14.5	242	144	268	240	188	133	131	1,346
	その他	5.1	48	38	77	104	85	76	45	473
	合計	100.0	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271

※その他：住所地特例被保険者など

認定者数（総合支所別）



## (5) 年齢別認定者状況

各年度末日現在(単位：人)

年度	40歳以上 65歳未満			65歳以上			総人口 ※2	認定者数	比率
	総数※2	認定者数 (第2号被保険者)	比率	65歳以上 75歳未満					
				総数※1 (第1号被保険者)	認定者数	比率			
26	88,134	187	0.2%	42,451	8,369	19.7%	242,214	8,556	3.5%
				22,114	965	4.4%			
				20,337	7,404	36.4%			
27	90,489	177	0.2%	43,185	8,497	19.7%	246,664	8,674	3.5%
				22,278	961	4.3%			
				20,907	7,536	36.0%			
28	92,778	192	0.2%	43,858	8,645	19.7%	251,015	8,837	3.5%
				22,175	953	4.3%			
				21,683	7,692	35.4%			
29	95,329	188	0.2%	44,276	8,959	20.2%	255,320	9,147	3.6%
				22,034	964	4.4%			
				22,242	7,995	35.9%			
30	97,874	182	0.2%	44,534	9,089	20.4%	258,696	9,271	3.6%
				21,638	954	4.4%			
				22,896	8,135	35.5%			

※1 第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例被保険者の数を含みます。

※2 総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

## (6) 審査会開催状況

港区介護認定審査会は、介護保険の被保険者から出された要介護認定及び要支援認定申請により実施された訪問調査の調査結果と主治医意見書を基に、介護の必要性の有無及び度合い（要介護1～5、要支援1・2）を審査判定し、その結果を区に通知します。

年度	開催回数 (回)	審査件数 (件)	平均件数 (件)
26	199	8,839	44.4
27	197	8,849	44.9
28	200	8,943	44.7
29	200	8,102	40.5
30	206	8,854	43.0

根拠法令等

介護保険法第14条～第17条、第27条～第39条

介護保険法施行規則第35条～第60条

港区介護保険条例第6条

港区介護保険条例施行規則第8条～第17条

## (7) 認定調査員新規研修

東京都からの受託により認定調査員の新規研修を行います。

(単位：人)

年度	開催回	開催日	内容	参加者
26	第1回	平成26年7月9日	要介護認定に関する基本的な考え 認定調査の記入実施方法 認定調査の留意点 など	10
	第2回	平成26年7月10日		10
	第3回	平成26年10月7日		6
	第4回	平成26年10月8日		6
27	第1回	平成27年7月28日		11
	第2回	平成27年7月29日		7
	第3回	平成27年10月20日		8
	第4回	平成27年11月25日		3
28	第1回	平成28年7月12日		8
	第2回	平成28年7月13日		5
	第3回	平成28年11月15日		6
	第4回	平成28年11月16日		4
29	第1回	平成29年7月18日		10
	第2回	平成29年7月25日		4
	第3回	平成29年11月8日		5
	第4回	平成29年11月15日		4
30	第1回	平成30年7月27日	5	
	第2回	平成30年8月1日	6	
	第3回	平成30年11月20日	1	
	第4回	平成30年11月28日	7	

## (8) 認定調査員現任研修

認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的として現任研修を行います。

(単位：人)

年度	開催回	開催日	内容	参加者
26	第1回	平成27年1月21日 (午前)	講義 「伝わりやすい特記事項の作成について」	15
	第2回	平成27年1月21日 (午後)	演習 「模擬介護認定審査会」	27
27	第1回	平成28年3月2日 (午前)	講義 「伝わりやすい特記事項の作成について」	33
	第2回	平成28年3月2日 (午後)	演習 「グループ討議」	26
28	第1回	平成29年2月28日 (午前)	講義 「伝わりやすい特記事項の作成について」	23
	第2回	平成29年2月28日 (午後)	演習 「全国テスト」	22
29	第1回	平成30年2月27日 (午後)	講義 「調査項目ごとの重点ポイントの説明」	16
	第2回	平成30年2月28日 (午前)	講義 「全国テスト」「調査票点検体験」	12
30	第1回	平成31年2月20日 (午前)	講義 「平成30年度要介護認定適性事業【業務分析データ】」	13
	第2回	平成31年2月26日 (午後)	演習 「調査票模擬点検等 グループ討議・発表」	21



## 9 介護保険給付

介護保険サービスは、要介護1～5及び要支援1・2の認定を受けた人が利用できます。居宅サービスと地域密着型サービスと施設サービスがあり、利用者はサービス費用の1～3割で、介護保険サービスを利用できます。

### (1) 平成30年度介護サービス別保険給付の状況

(金額単位：円)

		介護給付			予防給付		
		計画値A	実績値B	計画比	計画値A'	実績値B'	計画比
居宅サービス							
訪問介護	回数	571,358	532,331	93.2%	0	5	0.0%
	金額	2,074,026,000	1,888,594,469	91.1%	0	77,239	0.0%
訪問入浴介護	回数	10,800	10,292	95.3%	0	0	0.0%
	金額	138,771,000	134,255,196	96.7%	0	0	0.0%
訪問看護	回数	170,072	188,689	110.9%	17,369	20,682	119.1%
	金額	761,499,000	789,088,957	103.6%	64,154,000	70,903,997	110.5%
訪問リハ	回数	35,292	26,803	75.9%	2,381	3,319	139.4%
	金額	106,968,000	78,128,399	73.0%	6,991,000	9,306,053	133.1%
居宅療養管理 指導	人数	25,404	26,305	103.5%	2,220	2,085	93.9%
	金額	322,358,000	317,474,553	98.5%	24,678,000	21,566,468	87.4%
通所介護	回数	155,648	142,546	91.6%	0	3	0.0%
	金額	1,243,764,000	1,117,634,846	89.9%	0	92,581	0.0%
通所リハ	回数 *	29,881	28,267	94.6%	1,008	631	62.6%
	金額	265,477,000	237,275,981	89.4%	34,637,000	20,860,368	60.2%
短期入所生活 介護	日数	37,600	35,421	94.2%	302	325	107.6%
	金額	338,880,000	324,505,278	95.8%	2,224,000	2,186,627	98.3%
短期入所療養 介護	日数	6,779	4,289	63.3%	12	0	0.0%
	金額	79,150,000	49,958,219	63.1%	99,000	0	0.0%
福祉用具貸与	人数	29,856	31,091	104.1%	4,632	4,919	106.2%
	金額	459,603,000	456,955,092	99.4%	21,297,000	22,861,915	107.3%
福祉用具購入	人数	732	686	93.7%	132	163	123.5%
	金額	23,933,000	21,748,642	90.9%	3,614,000	4,735,640	131.0%
住宅改修	人数	336	256	76.2%	120	116	96.7%
	金額	28,102,000	18,850,562	67.1%	11,569,000	11,289,713	97.6%
特定施設入居 者生活介護	人数	10,860	11,084	102.1%	1,356	1,404	103.5%
	金額	2,178,089,000	2,153,444,827	98.9%	108,603,000	101,094,795	93.1%
居宅介護（予 防）支援	人数	45,036	43,974	97.6%	6,816	7,193	105.5%
	金額	699,149,000	664,849,230	95.1%	34,494,000	36,140,442	104.8%
小計	金額	8,719,769,000	8,252,764,251	94.6%	312,360,000	301,115,838	96.4%

※ 予防給付については、人数

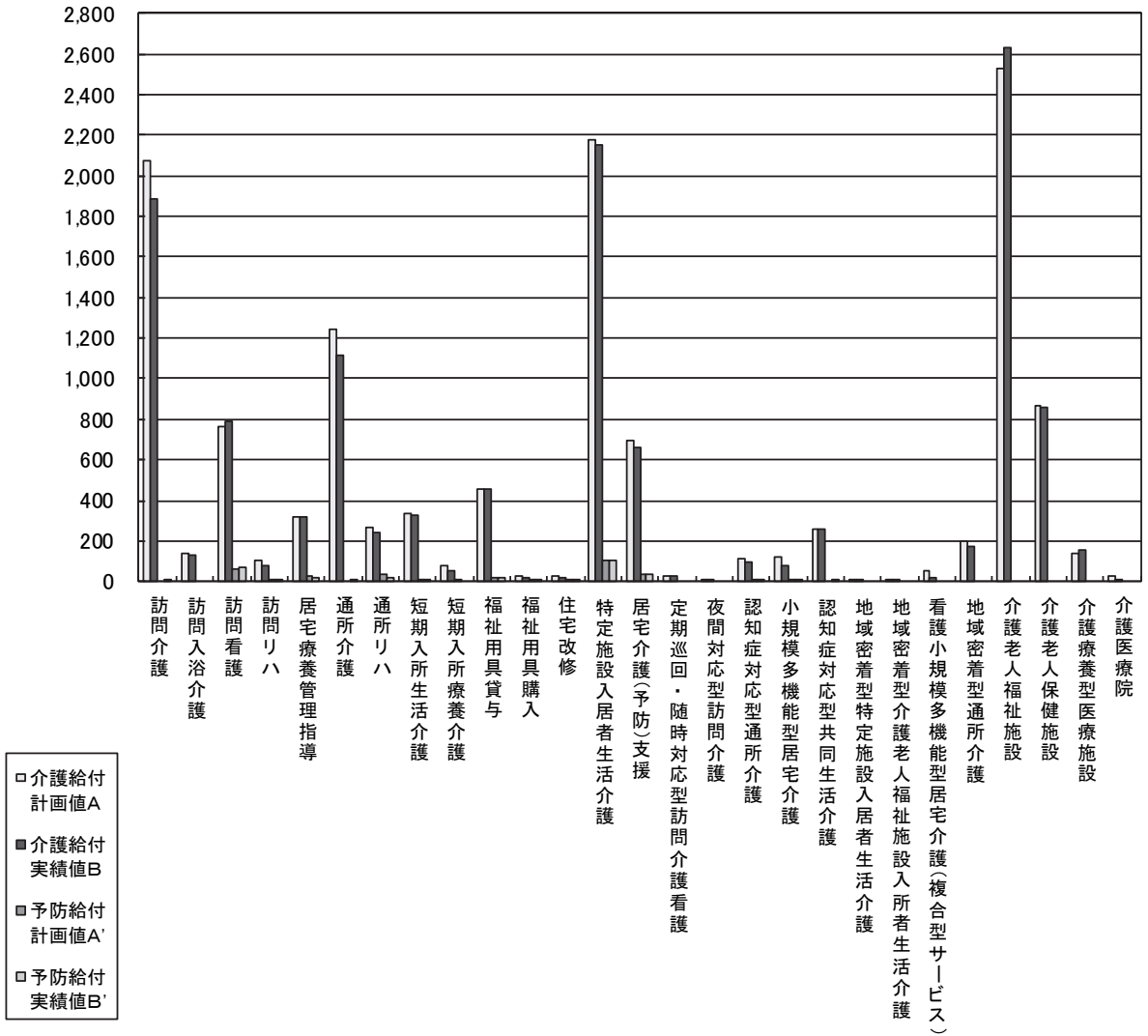
(金額単位:円)

		介護給付			予防給付		
		計画値A	実績値B	計画比	計画値A'	実績値B'	計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	168	176	104.8%			
	金額	28,210,000	25,375,818	90.0%			
夜間対応型訪問介護	人数	180	163	90.6%			
	金額	8,622,000	5,427,053	62.9%			
認知症対応型通所介護	回数	10,163	8,785	86.4%	48	38	79.2%
	金額	114,088,000	97,706,346	85.6%	391,000	308,663	78.9%
小規模多機能型居宅介護	人数	600	381	63.5%	12	32	266.7%
	金額	118,368,000	81,211,144	68.6%	531,000	1,666,443	313.8%
認知症対応型共同生活介護	人数	948	989	104.3%	0	4	0.0%
	金額	259,860,000	261,856,017	100.8%	0	1,028,527	0.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	24	35	145.8%			
	金額	5,659,000	7,432,753	131.3%			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	12	11	91.7%			
	金額	2,648,000	2,468,484	93.2%			
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	人数	252	106	42.1%			
	金額	49,104,000	21,721,062	44.2%			
地域密着型通所介護	回数	28,884	26,056	90.2%			
	金額	196,860,000	170,557,727	86.6%			
小計	金額	783,419,000	673,756,404	86.0%	922,000	3,003,633	325.8%
介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設	回数	9,600	9,962	103.8%			
	金額	2,529,053,000	2,632,839,230	104.1%			
介護老人保健施設	回数	3,084	3,046	98.8%			
	金額	867,658,000	854,740,498	98.5%			
介護療養型医療施設	回数	408	469	115.0%			
	金額	140,580,000	159,492,874	113.5%			
介護医療院	人数	84	6	7.1%			
	金額	28,206,000	1,465,623	5.2%			
小計	金額	3,565,497,000	3,648,538,225	102.3%			
給付額小計C		13,068,685,000	12,575,058,880	96.2%	313,282,000	304,119,471	97.1%

	計画値A''	実績値B''	計画比
(再掲) C欄介護給付計	13,068,685,000	12,575,058,880	96.2%
(再掲) C欄予防給付計	313,282,000	304,119,471	97.1%
特定入所者介護サービス費	284,076,854	273,044,915	96.1%
高額介護サービス費	556,525,377	541,362,761	97.3%
審査支払手数料	14,849,760	14,929,920	100.5%
合計	14,237,418,991	13,708,515,947	96.3%

(百万円)

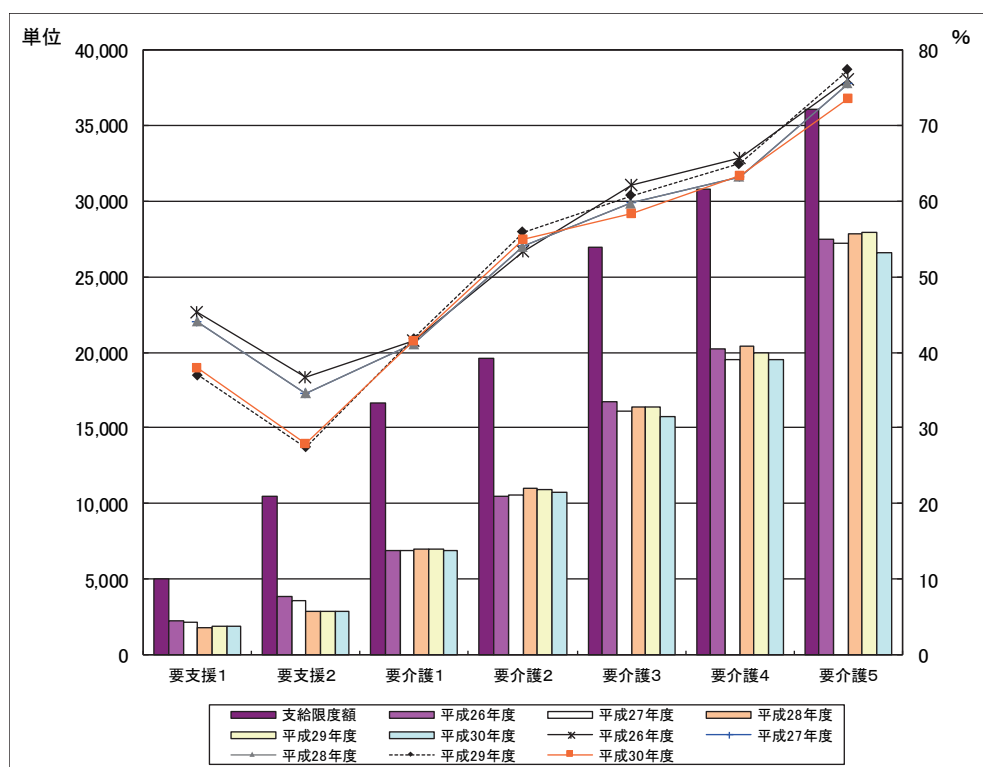
介護サービス別保険給付費



## (2) 要介護度別の平均給付単位数と平均利用率

各年度3月利用分

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
26	給付単位数	2,267	3,841	6,926	10,459	16,732	20,239	27,427
	利用率	45.3%	36.7%	41.5%	53.3%	62.1%	65.7%	76.0%
27	給付単位数	2,204	3,627	6,866	10,591	16,067	19,466	27,225
	利用率	44.1%	34.6%	41.1%	54.0%	59.7%	63.2%	75.5%
28	給付単位数	1,850	2,863	7,013	10,994	16,405	20,396	27,821
	利用率	37.0%	27.3%	42.0%	56.0%	60.9%	66.2%	77.1%
29	給付単位数	1,854	2,873	6,976	10,963	16,351	19,980	27,896
	利用率	37.0%	27.4%	41.8%	55.9%	60.7%	64.9%	77.3%
30	給付単位数	1,895	2,919	6,922	10,778	15,721	19,512	26,527
	利用率	37.9%	27.9%	41.5%	54.9%	58.4%	63.3%	73.6%
支給限度額(単位)		5,003	10,473	16,692	19,616	26,931	30,806	36,065

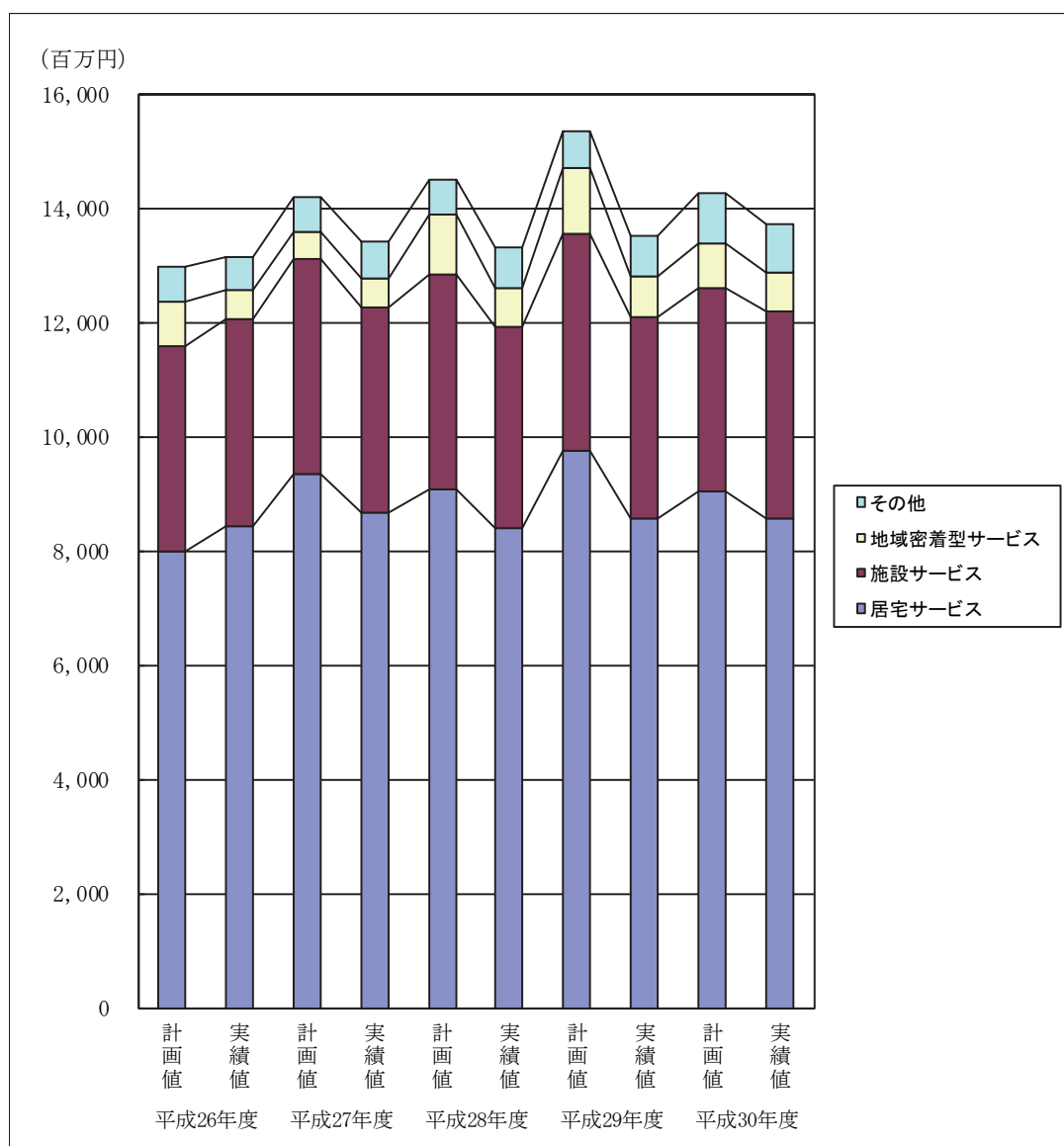


### (3) 保険給付費の推移

(単位：円)

年度		居宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス	その他
26	計画値	7,985,465,788	3,605,700,057	774,230,911	610,343,168
	実績値	8,439,106,163	3,624,178,550	481,844,477	589,490,074
27	計画値	9,352,726,557	3,736,111,495	492,076,037	592,300,583
	実績値	8,652,452,174	3,601,916,909	492,643,148	663,099,741
28	計画値	9,048,437,003	3,765,747,508	1,073,100,391	599,088,789
	実績値	8,396,014,906	3,525,894,957	665,995,810	719,280,502
29	計画値	9,751,117,068	3,802,601,184	1,149,645,731	625,657,459
	実績値	8,553,794,322	3,542,466,922	694,472,269	730,096,954
30	計画値	9,032,129,000	3,565,497,000	784,341,000	855,451,991
	実績値	8,553,880,089	3,648,538,225	676,760,037	829,337,596

※ その他：高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料



#### (4) 介護保険サービスの受給者数

##### ① 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

居宅サービスは、ケアプランを作成して自宅でサービスを利用します。

要介護1～5、要支援1・2の人が利用できます。

各年度末日現在 (単位：人 ( )：構成比%)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
26	670 (11.62)	727 (12.61)	1,228 (21.29)	1,200 (20.81)	830 (14.39)	624 (10.82)	488 (8.46)	5,767 (100.00)
27	684 (11.56)	742 (12.54)	1,281 (21.65)	1,196 (20.22)	874 (14.77)	622 (10.51)	517 (8.74)	5,916 (100.00)
28	265 (5.04)	394 (7.50)	1,357 (25.81)	1,250 (23.77)	856 (16.28)	639 (12.15)	497 (9.45)	5,258 (100.00)
29	305 (5.62)	400 (7.37)	1,378 (25.39)	1,320 (24.32)	884 (16.29)	637 (11.74)	503 (9.27)	5,427 (100.00)
30	355 (6.50)	432 (7.91)	1,377 (25.22)	1,313 (24.04)	848 (15.53)	639 (11.70)	497 (9.10)	5,461 (100.00)

##### ② 地域密着型サービス受給者数

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域の実情に合わせて、平成18年度の介護保険制度改正により創設されたサービスです。

要介護1～5、要支援1・2（一部、利用対象外のサービスがあります。）の人が利用できます。

各年度末日現在 (単位：人 ( )：構成比%)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
26	0	0	20 (9.17)	58 (26.61)	53 (24.31)	41 (18.81)	46 (21.10)	218 (100.00)
27	0	1 (0.48)	21 (10.14)	51 (24.64)	59 (28.50)	33 (15.94)	42 (20.29)	207 (100.00)
28	1 (0.18)	0	158 (28.47)	172 (30.99)	112 (20.18)	60 (10.81)	52 (9.37)	555 (100.00)
29	1 (0.19)	1 (0.19)	159 (29.94)	151 (28.44)	112 (21.09)	62 (11.68)	45 (8.47)	531 (100.00)
30	5 (0.95)	2 (0.38)	156 (29.60)	169 (32.07)	104 (19.73)	54 (10.25)	37 (7.02)	527 (100.00)

③ 施設介護サービス受給者数

施設サービスは、下表の3種類のサービスがあり、要介護1～5の人が利用できます。

各年度末日現在 (単位：人)

年度	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合計
26	761	288	52	-	1,101
27	864	273	50	-	1,187
28	797	259	38	-	1,094
29	881	260	34	-	1,175
30	810	262	37	5	1,114

## (5) 福祉用具購入費及び住宅改修費の支給

### ① 特定福祉用具購入費

在宅の要介護・要支援者が、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定事業者から購入した場合、購入費から利用者負担分を除いた額が申請により払い戻されます。

利用できる上限額は年間 10 万円です。

対象となる品目は、腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動リフトのつり具等です。

### 年度別支給件数・支給金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
26	898	26,676,710
27	873	24,971,120
28	811	24,364,637
29	777	24,847,652
30	849	26,484,282

### 購入品目別支給件数

(単位：件)

年度	腰掛便座	自動排泄 処理装置 の交換可 能部品	入浴 補助用具	簡易浴槽	つり具	合計
26	245	6	765	0	8	1,024
27	222	3	771	0	4	1,000
28	184	8	631	0	2	825
29	205	4	775	0	3	987
30	184	2	819	0	4	1,009

※一回の申請で複数の用具をまとめて購入する場合もあるため、実支給件数とは異なります。

### 根拠法令等

介護保険法第 44 条、第 56 条

介護保険法施行規則第 70 条～第 73 条、第 89 条～第 92 条

港区介護保険条例施行規則第 18 条、第 27 条第 1 項



② 住宅改修費

在宅の要介護・要支援者が、手すりの取付けや段差解消などの一定の住宅改修をした場合、改修費から利用者負担分を除いた額が申請により払い戻されます。(改修前に申請が必要です) 利用できる上限額は20万円です。

対象となる改修は、廊下や階段、浴室等の手すりの取付け、段差解消のためのスロープの設置等、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座への取替えなどの小規模な改修工事です。

年度別支給件数・支給金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
26	625	51,338,011
27	569	46,721,641
28	501	41,170,567
29	477	37,069,379
30	372	30,140,275

改修品目別支給件数

(単位：件)

年度	手すり 取付け	段差解消	床材変更	扉取替え	洋式便座 交換	合計
26	587	84	16	102	8	797
27	523	74	31	73	4	705
28	418	64	14	76	12	584
29	463	49	19	80	4	615
30	342	45	13	52	1	453

※一回の申請で一連の工事として改修が行われるため、実支給件数とは異なります。

根拠法令等

介護保険法第45条、第57条

介護保険法施行規則第74条～第76条、第93条～第95条

港区介護保険条例施行規則第18条、第27条第1項

③ 特定福祉用具購入費及び住宅改修費の給付方法について

利用者の負担軽減を図るため、償還払いのほかに平成19年4月から受領委任払い制度を実施しています。

ア 償還払い

利用者が全額を支払い、後日、区から利用者負担分を除いた保険給付分を利用者に支払います。

イ 受領委任払い

区との受領委任払い協定締結事業者を利用することにより、利用者負担分の支払いでサービスが利用できる制度です。利用者負担分を除いた保険給付分については、後日、区から事業者へ直接支払われます。利用者の一時的な負担を軽減する制度です。

受領委任払い実績

特定福祉用具購入費

年度	件数 (件)	支給金額 (円)
26	850	25,170,522
27	839	24,177,431
28	783	23,752,634
29	733	23,805,348
30	811	25,501,768

住宅改修費

年度	件数 (件)	支給金額 (円)
26	593	47,739,272
27	526	40,674,156
28	475	37,834,230
29	444	33,720,846
30	345	27,150,692

根拠法令等

港区介護保険福祉用具購入費の受領委任払い制度に関する事務処理要綱

港区介護保険住宅改修費の受領委任払い制度に関する事務処理要綱

## (6) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額の世帯合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給します。

所得区分	上限額（世帯合計）
現役並み所得者	
一般世帯 ※1 割負担者のみの世帯については、8月から翌年7月までの1年間で446,400円（37,200円×12）が年間上限額になります。	44,400円
・住民税世帯非課税 ・利用者負担を24,600円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	24,600円
・年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ・住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	個人(※1) 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人(※1) 15,000円 15,000円

・福祉用具購入費や住宅改修費、施設サービスにおける食費・居住費等については対象となりません。

・初回のみ申請が必要です（該当する利用者には、申請のお知らせを送付します。）。

（※1）世帯単位でなく、個人単位の上限額になります。

（単位：上段円/下段円）

年度	介護給付	予防給付	合計
26	22,139	202	22,341
	226,734,997	205,086	226,940,083
27	26,016	263	26,279
	293,891,141	294,185	294,185,326
28	29,222	295	29,517
	365,808,678	366,175	366,174,853
29	30,369	307	30,676
	372,684,271	373,055	373,057,326
30	32,277	326	32,603
	465,818,187	466,285	466,284,472

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険条例施行規則

## (7) 高額医療・合算介護(介護予防)サービス費の支給

介護保険と医療保険の限度額を適用した後に、世帯内の同じ医療保険に加入する人について、1年間の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分を支給します。

※医療保険とは国民健康保険、職場の健康保険、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)等のことです。

高額医療・合算介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額 <年額 8月1日～翌年7月31日>

### ●69歳までの人

所得区分 (賦課基準額※1)	自己負担 限度額 (年額)
ア (901万円超)	212万円
イ (600万円超～901万円以下)	141万円
ウ (210万円超～600万円以下)	67万円
エ (210万円以下)	60万円
オ (住民税非課税世帯)	34万円

### ●70歳以上の人

所得区分 (課税所得※2)	平成29年度分※4 自己負担限度額	平成30年度分※5 自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	67万円	212万円
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)		141万円
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)		67万円
一般 (課税所得145万円未満)	56万円	56万円
低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	31万円	31万円
低所得Ⅰ (住民税非課税世帯で 所得が一定以下)	19万円※3	19万円※3

※1 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※2 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

※3 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

※4 対象期間：平成29年8月～平成30年7月

※5 対象期間：平成30年8月～令和元年7月

年度 区分	26	27	28	29	30
給付件数 (件)	1,217	1,372	1,405	1,705	1,648
支給額 (円)	42,517,982	45,282,448	46,570,793	74,622,631	75,078,289

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険条例施行規則

### (8) 旧措置入所者の特定負担限度額認定及び利用者負担額減額・免除認定

介護保険法の施行日（平成12年4月1日）に介護老人福祉施設に入所していた人（旧措置入所者）については、施行前の費用負担より上回らないよう、居住費、食費、利用者負担額を軽減・免除します。

#### 利用者負担の減額・免除

区分	自己負担割合
・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が住民税非課税 の人	100分の3  (ただし、1か月あたりの自己負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の0)
世帯全員が住民税非課税 で、上記に該当しない人	100分の5  (ただし、1か月あたりの自己負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の3もしくは0)

#### 利用者負担額減額・免除認定実績

(単位：件)

年度 区分	26	27	28	29	30
申請件数	20	18	13	9	9
認定件数	11	10	6	4	4

#### 特定負担限度額

利用者負担段階		居住費（日額）				食費 （日額）
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が住民税非課税の 人	820円	0円	0円	0円	300円 未満
第2段階	世帯全員が住民税非課税 で、本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80 万円以下の人	820円	490円 → 0円	420円 → 320円 → 0円	370円 → 0円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税 で、上記の第1段階、第2 段階に該当しない人	1,310円	0円	0円	0円	650円

※第2段階の居住費、食費、利用者負担額の合計が、施行前の費用負担を上回る場合は、居住費の負担段階を下げます。

特定負担限度額実績

(単位：件)

年度 区分	26	27	28	29	30
申請件数	20	18	13	9	9
認定件数	20	18	13	9	9
却下件数	0	0	0	0	0

特定負担限度額認定者の利用者負担段階別内訳

(単位：件)

年度 区分	26	27	28	29	30
認定件数	20	18	13	9	9
第1段階	12	10	5	4	4
第2段階	6	6	6	4	4
第3段階	2	2	2	1	1

根拠法令等

介護保険法施行法第13条

介護保険法施行規則第172条の2

港区介護保険条例施行規則 付則第2条

## (9) 負担限度額認定

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所中、又は入院中の所得の低い人に対して、居住費（滞在費）及び食費の負担を軽減します（ショートステイを含みます。）。

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、上記の第1段階、第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円

※（ ）内は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所又は短期入所療養介護を利用した場合の額です。

(単位：件)

年度 区分	26	27	28	29	30
申請件数	1,347	1,104	1,001	978	1,027
認定件数	1,268	965	948	931	1,005
却下件数	79	139	53	47	22

利用者負担段階別認定者数

(単位：件)

年度 利用者負担段階	26	27	28	29	30
第1段階	136	115	123	131	168
第2段階	777	589	313	278	297
第3段階	355	261	512	522	540
合計	1,268	965	948	931	1,005

根拠法令等

介護保険法第51条の3、第61条の3

介護保険法施行規則第83条の5～第83条の8

港区介護保険条例施行規則第26条の2、第27条第4項

## 10 介護保険関連給付

### (1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

港区介護保険の被保険者に対して、保険給付が行われるまでの間、高額介護（介護予防）サービス費相当分、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費保険給付相当分、居宅介護（介護予防）住宅改修費保険給付相当分の資金を貸し付けます。

（港区独自の助成事業です。）

※平成 19 年度から受領委任払い制度（P36 参照）を導入したことにより、平成 19 年度以降の実績はありません。

根拠法令等

港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例

港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則



## (2) 介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業

訪問介護（ホームヘルプ）などの介護サービスを利用している所得の低い人を対象に、利用者負担額を一部助成します。

（港区独自の助成事業です。）

### 対象要件と利用者負担割合

対象要件	要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者若しくは、介護予防・生活支援サービス事業対象者で、次のすべての要件に該当する人 1 生活保護等を受けていないこと。 2 本人及び世帯全員が住民税非課税であること。 3 世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。 4 お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。 5 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。 6 介護保険料を滞納していないこと。
対象サービス	訪問型サービス、訪問介護、介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護、介護予防訪問看護、訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者負担割合	利用者負担3% ※最初に1割をお支払いいただき、後日7%分を港区から助成します。

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
助成実績件数（件）	1,617	1,523	1,367	1,214	1,156
助成額(千円)	8,281	7,978	7,148	6,480	6,206
認定者数（人）	184	198	196	148	156

### 根拠法令等

港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

### (3) 介護保険サービス利用者負担額助成事業

介護サービスを利用している所得の低い人を対象に、利用者負担額を軽減します。

(港区独自の助成事業です。)

対象要件	要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者で、次のすべての要件に該当する人 1 生活保護等を受けていないこと。 2 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得及び課税年金収入額の合計が80万円を超えること。 3 世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。 4 お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。 5 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。 6 介護保険料を滞納していないこと。
助成内容	同月に利用した介護サービスの利用者負担額の内、15,000円を超え、24,600円以下の部分についての負担額の1/2を助成します。(最高4,800円/月)

年度 区分	26	27	28	29	30
助成実績件数 (件)	409	388	366	300	231
助成額(千円)	1,596	1,503	1,616	1,235	845

根拠法令等

港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

#### (4) 利用者負担額軽減実施法人助成事業

##### 【国の制度】

生計が困難な人が、制度を実施している社会福祉法人及び区市町村が提供するサービスを利用する場合に利用者負担を軽減します。

##### 対象要件と利用者負担割合

対象要件	(1) 次のすべての要件を満たす低所得者で、生計が困難な人 ①本人及び世帯全員が住民税非課税であること。 ②世帯の年間収入が単身世帯の場合 150 万円以下であること。 (1人増える毎に 50 万円加算した額以下であること。) ③世帯の預貯金等の総額が単身世帯の場合 350 万円以下であること。 (1人増える毎に 100 万円加算した額以下であること。) ④世帯全員が日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がないこと。 ⑤本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。 (2) 生活保護受給者
対象サービス	通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護 指定介護老人福祉施設における施設サービス、通所型サービス 介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

##### 軽減内容

サービス種別 区分	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		短期入所 介護予防短期入所	通所介護 通所型サービス (認知症対応型を含む)	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護費	食費・居住費	介護費・食費・滞在費	介護費・食費	介護費	食費・居住費
旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人	対象外 ※ユニット型個室の 居住費のみ 1/4 軽減		対象外	対象外	対象外	
利用者負担 第1段階で 老齢福祉年金受給者	1/2		1/2	1/2	1/2	
利用者負担 第2段階	対象外 ※高額介護サ ービス対象 にならない 場合 1/4	1/4	1/4	1/4	対象外 ※高額介護サ ービス対象 にならない 場合 1/4	1/4
利用者負担 第3段階	1/4		1/4	1/4	1/4	
生活保護受給者	対象外 ※個室の居住費のみ全額軽 減		対象外 ※個室の居住費のみ全 額軽減	対象外	対象外	

※個室：ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室

年度 区分	26	27	28	29	30
助成実績件数 (件)	34	33	36	34	22
助成額(千円)	1,721	1,491	1,676	1,552	1,243
認定者数 (人)	28	27	23	24	23

##### 根拠法令等

港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

## 11 介護給付適正化事業

介護事業者の実地指導、ケアプラン評価などの事業の実施により、介護事業者に指導・助言を行い、事業者がルールに従って適切に質の高いサービスを提供することを促進します。

### (1) 給付費通知（介護サービス利用者負担額のお知らせ）の送付

介護保険の居宅サービス・介護予防サービスの利用者に対して、3か月に1回（年間4回）、区から利用しているサービスの種類や回数、介護給付費の額、利用者負担額等の実績を通知します。

年度	26	27	28	29	30
通知件数	20,991	22,020	21,818	20,039	20,247

### (2) 利用者向け介護保険パンフレット作成

利用者向けにわかりやすく介護サービスの利用のポイント等を説明したパンフレットを作成し、給付費通知と一緒に送付しています。また、介護保険課窓口でも配布します。

### (3) 医療給付情報と介護給付情報の突合

東京都国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに、区は状況確認を行い、算定できない請求が認められれば過誤申立てにより、適正な給付を図ります。

### (4) 自主点検の実施の促進

介護事業者への実地指導等の際に、法令を遵守し、事業を適正に実施しているかどうかを確認する自主点検票を活用し、事業者が点検を行うことにより、適正な給付や事業の実施を促進します。

### (5) ケアプラン評価（ケアプランチェック）

介護支援専門員の作成するケアプランを高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員等により構成される評価チームにより確認し、指導・助言を行います。

年度	26	27	28	29	30
評価件数	78	76	69	69	69

## (6) 介護事業者に対する実地指導

介護給付の対象サービスの運営及び介護報酬の請求等が、法令や通達に適合しているかどうか、個別に明らかにし、必要な指導・助言又は是正の措置を講ずることにより、保険給付の適正化を図ります。

(単位：事業所)

事業者種別 \ 年度	26	27	28	29	30
地域密着型サービス事業所	10	2	6	5	13
訪問介護事業所	21	24	16	21	14
居宅介護支援事業所	21	16	22	22	15
通所介護事業所	12	15	3	1	4
介護老人福祉施設	1	1	2	1	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0
訪問看護事業所	6	4	2	3	2
訪問リハビリテーション事業所	1	0	1	0	0
訪問入浴事業所	1	0	0	0	0
福祉用具貸与事業所	4	3	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1	0	0	0	0
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所	0	2	0	0	0
合計	78	67	52	53	48

※介護予防サービス含む

## (7) 介護給付費返還の実績（事由別）

(単位：件)

事由別 \ 年度	26	27	28	29	30
苦情・相談による区の指導	0	0	0	0	0
医療費突合	9	10	13	20	8
縦覧審査	0	0	0	0	0
区の書面調査	0	0	0	0	0
区の実地指導・監査	7	11	15	20	23
他自治体の実地指導・監査	1	0	1	3	0
都の実地指導・監査	0	1	0	4	4
合計	17	22	29	47	35

(8) 介護給付費返還の実績 (サービス種類別)

(単位：件)

サービス種別 \ 年度	26	27	28	29	30
居宅介護支援	4	6	10	14	13
訪問介護	6	3	5	9	7
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	1	0	0	3	3
訪問リハビリテーション	0	0	1	0	0
通所介護	0	3	2	1	1
通所リハビリテーション	0	0	0	0	1
福祉用具貸与	2	3	4	6	2
居宅療養管理指導	4	3	4	9	3
介護施設等	0	4	3	5	5
合計	17	22	29	47	35

根拠法令等

介護保険法第 22 条～第 24 条、第 75 条の 2～第 77 条、第 82 条の 2～第 84 条、第 89 条の 2～第 90 条、第 91 条の 2～第 92 条、第 99 条の 2～第 100 条、第 103 条～第 104 条、第 115 条の 6～9、第 115 条の 26～29

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例

港区介護保険における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

港区介護保険における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

港区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

港区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱

## 12 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な区市町村で提供するサービスとして、平成 18 年度介護保険制度改正により創設されました。事業者の指定及び指導は区が実施します。平成 28 年 4 月より、定員が 18 人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行しました。

### (1) 事業内容

介護保険法で定められている地域密着型サービスのうち、次の 7 つのサービスを中心に日常生活圏域ごとの需要量に応じた事業を進めています。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要介護 1～5）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
24 時間体制で、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーや看護師などが訪問し、介護や看護を行います。	サービス利用料の 1 割～3 割	(1) グッドライフケア 24

#### ② 夜間対応型訪問介護（要介護 1～5）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
夜間において、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーが訪問し、介護や日常生活上の世話をを行います。	サービス利用料の 1 割～3 割	(1) 山王介護センター (2) グッドライフケア 24

#### ③ 認知症対応型通所介護（要介護 1～5）・介護予防認知症対応型通所介護（要支援 1・2）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
認知症の人を対象に、住み慣れた地域にあるデイサービスセンターなどで、介護や機能訓練を日帰りで行います。	サービス利用料の 1 割～3 割と食費、日常生活費など	(1) デイサービスセンター新橋さくらの園なごみ (2) ニチイケアセンターしろかね (3) 港区立北青山高齢者在宅サービスセンター (4) 港区立芝高齢者在宅サービスセンター (5) 港区立高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂

④ 小規模多機能型居宅介護（要介護1～5）・介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援1・2）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供します。	サービス利用料の1割～3割と食費、日常生活費など	(1) 小規模多機能型居宅介護 ありすの杜きこの南麻布 (2) 小規模多機能型居宅介護 こゆらり高輪 (3) 優つくり小規模多機能介護乃木坂

⑤ 認知症対応型共同生活介護（要介護1～5）・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1・2）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
認知症の人が家庭的な環境で共同生活するグループホームで、介護や日常生活上の世話を行います。	サービス利用料の1割～3割と食費、日常生活費など	(1) グループホームみたて (2) グループホーム青山 (3) グループホームしろかね (4) グループホームありすの杜きこの南麻布

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（要介護1～5）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
利用者の状態に応じて、通所・泊まり・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。	サービス利用料の1割～3割と食費、日常生活費など	(1) 青山メディケア複合型サービスケアセンター

⑦ 地域密着型通所介護（要介護1～5）

サービス内容	利用者負担	指定事業所（年度末現在）
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行います。	サービス利用料の1割～3割と食費、日常生活費など	(1) たまるやフィジックスタジオ (2) レコードブック芝公園 (3) デイサービス inana (4) リハビリの風 エンジョイ麻布 (5) レコードブック赤坂 (6) おとなの学校南青山校 デイサービスセンター (7) リハビリの風 エンジョイ芝浦 (8) デイサービスセンター TNるーすと白金



### 13 地域支援事業

地域支援事業は、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において健康でいきいきと自立した生活を送れるように支援するため、平成18年度介護保険法改正により、創設されました。

#### (1) 介護予防事業

##### ① 生活機能評価事業

要介護状態等になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる65歳以上の人を決定し、要介護状態等になることを予防します。

##### ア 対象

区内に住所を有する介護保険法に規定する第1号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）

##### イ 内容

日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。

生活機能の確認は、基本チェックリストで行い、必要に応じて検査等を行います。

(単位：人)

区分		年度	26	27	28	29	30
生活機能評価	生活機能評価受診者数		13,183	13,867	13,658	13,414	13,186
	事業対象者数 <sup>※1</sup>		2,360	2,370	1,851	1,630	2,455
基本チェックリスト <sup>※2</sup>	面接	実施者数	6,264	6,785			
		事業対象者数 <sup>※3</sup>	1,202	2,260			

※1 基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

※2 平成27年度まで二次予防（介護予防）事業対象者把握事業として介護予防のイベント等で実施

※3 基本チェックリストの結果生活機能の低下がみられた、二次予防（介護予防）事業の対象者

##### 根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区生活機能評価事業実施要領

##### ② 介護予防総合センター（ラクっちゃ）

区民が、住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活を営み続けることができるよう、介護予防に係る事業を総合的に推進します。

ア 開館時間

月～土曜（祝日含む） 午前9時～午後9時30分  
日曜 午前9時～午後5時

イ 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）※臨時休館する場合があります。

ウ 事業内容

- （ア）介護予防に係る事業の調査、開発及び実施に関すること。
- （イ）介護予防に係る区民への継続的な支援に関すること。
- （ウ）介護予防に係る団体及び関係機関との連携、交流その他必要な支援に関すること。
- （エ）介護予防に係る人材の育成及び支援に関すること。
- （オ）介護予防に係る情報の収集及び提供に関すること。
- （カ）センターの施設の利用に関すること。

関係発行物

ラクっちゃ通信（季刊）

施設利用者数等

（各年度末現在）

区分	年度	26	27	28	29	30
利用者数（人）		7,824	33,744	40,525	44,038	50,788
個人登録数（人）		803	1,541	1,956	1,876	1,723
団体登録数（団体）		6	11	11	19	25
マシンフリー利用者数（人）		1,744	10,542	13,381	14,739	15,175
講演会、イベント等実施数（回）		11	202	202	223	312

※ 介護予防総合センター（ラクっちゃ）は平成26年12月開設

## 各種教室実施状況

(単位 実施回数：回、延人数：人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
颯爽ラクっちゃ体操(※1)	実施回数	12	36	36	36	36
	延人数	42	567	562	647	638
ラクっちゃコア	実施回数	12	36	36	36	36
	延人数	117	534	494	524	605
ハーマナイズ体想	実施回数	12	36	36	36	36
	延人数	49	424	430	464	542
ファンクショナルトレーニング(※2)	実施回数	11	36	36	36	36
	延人数	81	391	532	484	584
ラクっちゃエアロビクス(※3)	実施回数	11	36	36	36	35
	延人数	94	482	558	527	611
はじめてのタロット占い	実施回数	12	35	35	35	36
	延人数	95	467	510	501	502
健康のための薬膳教室	実施回数	6	12	12	6	
	延人数	60	197	175	100	
ラクっちゃフラダンス(※4)	実施回数	12	35	35	35	36
	延人数	174	517	531	560	653
はじめての英会話(※5)	実施回数	12	36	36	36	36
	延人数	207	507	532	490	565
はじめてのパソコン(※6)	実施回数	12	24	24	24	24
	延人数	217	356	352	380	380
はじめてのタブレット(※7)	実施回数	12	24	24	24	24
	延人数	197	375	370	355	361
ラクっちゃステップ(※8)	実施回数		36	36	36	36
	延人数		355	388	468	515
認知症予防のためのウォーキング(※9)	実施回数	22	48	48	48	24
	延人数	189	241	214	351	174
脳が目覚める大人のお絵かき	実施回数					12
	延人数					195
ラクっちゃヨガ	実施回数					36
	延人数					660

※ 介護予防総合センター（ラクっちゃ）は平成26年12月開設

※1 「颯爽ラクっちゃ体操」は、平成29年度まで「颯爽・ラクっちゃ体操」として実施

※2 「ファンクショナルトレーニング」は、平成29年度まで「ファンクショナルトレーニング教室」として実施

※3 「ラクっちゃエアロビクス」は、平成29年度まで「ラクっちゃ・エアロビクス」として実施

※4 「ラクっちゃフラダンス」は、平成29年度まで「ラクっちゃフラダンス教室」として実施

※5 「はじめての英会話」は、平成29年度まで「はじめての英会話教室」として実施

※6 「はじめてのパソコン」は、平成27年度まで「らくらくパソコン教室」として実施

※7 「はじめてのタブレット」は、平成27年度まで「らくらくタブレット教室」として実施

※8 「ラクっちゃステップ」は、平成29年度まで「ステップ・エクササイズ」として実施

※9 「認知症予防のためのウォーキング」は、平成27年度まで「ラクっちゃウォーキング」として、平成29年度まで「認知症予防のためのウォーキング教室」として実施

根拠法令等

- 港区立介護予防総合センター条例
- 港区立介護予防総合センター条例施行規則
- 港区立介護予防総合センター運営要綱
- 港区立介護予防総合センター利用登録要綱

③ 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）

生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア 対 象

要支援1・2の人、基本チェックリストの結果生活機能の低下がみられた人

イ 内 容

(ア) 訪問介護サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

- ・利用者負担のめやす 週1回程度 1,332円/月（1割負担の場合）

(単位：件)

年 度	28	29	30
給 付 件 数	4,851	10,680	10,683

(イ) 生活援助サービス

ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助を行います。

- ・利用者負担のめやす 1回 257円（1割負担の場合）

(単位：件)

年 度	29	30
給 付 件 数	56	111

(ウ) 相互支援サービス

住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除などの簡易な生活援助を行います。

- ・対 象 高齢者の単身世帯又は高齢者のみ世帯
- ・利用者負担 1回 200円

(単位：回)

年 度	29	30
提 供 回 数	27	52

(エ) 訪問型介護予防サービス

看護師等の専門職が月1回程度居宅を訪問し、生活改善のアドバイスや日常生活に関する指導などを行います。なお、直接的な支援は行いません。

- ・対 象 虚弱や閉じこもり傾向があり、生活改善などが必要と認められる人
- ・利用者負担 無料

(単位：件)

年 度	29	30
訪 問 件 数	0	0

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

④ 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）

生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア 対 象

要支援1・2の人、基本チェックリストの結果生活機能の低下がみられた人

イ 内 容

(ア) 通所介護サービス

高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事、入浴などの介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。

- ・利用者負担のめやす 週1回程度 1,796円/月＋食費等（1割負担の場合）
- ・会 場 通所介護施設

(単位：件)

年 度	28	29	30
給 付 件 数	2,578	5,587	5,519

(イ) みんなの倶楽部（住民主体型介護予防事業）

区が養成した介護予防リーダー（住民）が企画・実施する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。

- ・利用者負担 内容等により実費負担あり
- ・会 場 介護予防総合センター（ラクっちゃ）

年度	29	30
区分		
実 施 回 数 (回)	20	36
延 人 数 (人)	103	194

(ウ) みんなと元気塾

いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義な

どを行う各種講座です。

- ・利用者負担 無料
- ・会場 介護予防総合センター（ラクっちゃん）、各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）、台場高齢者在宅サービスセンター、健康増進センター（ヘルシーナ）、スポーツセンター

（単位 実施回数：回、延人数：人）

区分		年度				
		26	27	28	29	30
まるごと元気運動講座	実施回数	125	304	253	226	179
	延人数	943	1,117	1,284	1,350	963
はじめてのマシントレーニング講座	実施回数	811	896	896	853	855
	延人数	4,069	3,262	3,615	4,074	4,447
バランストレーニング足腰元気講座	実施回数	481	493	458	422	429
	延人数	2,422	2,022	2,341	2,425	2,648
体力アップトレーニング講座※	実施回数	256	228	269	268	236
	延人数	1,389	1,310	1,953	1,925	1,607
水中トレーニング講座	実施回数	81	144	154	196	202
	延人数	380	782	1,077	1,167	1,453
みんなの食と健口（けんこう）講座	実施回数	201	207	167	138	112
	延人数	772	661	435	316	273
短期集中リハビリ講座	実施回数			47	46	71
	延人数			249	301	291

※ 「体力アップトレーニング講座」は、平成27年度まで「らくらく全身トレーニング講座」として実施

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

⑤ 一般介護予防事業（みんなの教室・みんなでトレーニング）

高齢者が生活機能の維持向上に向けた取組を行うとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア 対象

65歳以上（一部事業60歳以上）の区民

イ 内容

（ア）会場

介護予防総合センター（ラクっちゃん）、各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者

交流プラザ（あいぷら）、台場高齢者在宅サービスセンター、麻布区民協働スペース  
 (イ) 利用者負担  
 無料

みんなの教室 (単位 実施回数：回、延人数：人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
わくわくカジノ体験教室	実施回数	12	12	12	12	6
	延人数	164	191	206	186	112
陶芸・そば打ち等体験教室※ <sup>1</sup>	実施回数	12	12	12	12	6
	延人数	170	193	202	211	100
やわらかボール体操教室	実施回数	79	109	106	95	107
	延人数	832	1,601	1,651	1,473	1,496
認知症予防のための音楽教室	実施回数	8	34	34	23	36
	延人数	50	296	392	332	424
頭とからだの健康教室	実施回数	108	112	120	116	118
	延人数	1,096	1,308	995	1,201	1,228
男性のための料理教室	実施回数	138	188	188	187	195
	延人数	1,204	1,678	1,638	1,692	1,690
はじめてのスイーツ教室※ <sup>2</sup>	実施回数	8	16	12	12	12
	延人数	55	202	189	165	137
膝痛予防改善教室	実施回数		24	22	48	109
	延人数		370	356	566	857
腰痛予防改善教室	実施回数			24	23	33
	延人数			380	356	460
肩こり予防改善教室	実施回数				21	35
	延人数				334	490

※<sup>1</sup> 「陶芸・そば打ち等体験教室」は、平成27年度まで「陶芸・そば打ち体験教室」として実施

※<sup>2</sup> 「はじめてのスイーツ教室」は、平成26年度まで「大人のスイーツ教室」として実施

みんなでトレーニング (単位 実施回数：回、延人数：人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
筋力アップマシントレーニング	実施回数	525	607	590	589	619
	延人数	3,635	3,779	3,662	3,906	4,096
セルフマシントレーニング	実施回数	479	647	626	696	628
	延人数	2,390	4,345	4,251	4,699	4,333
健康トレーニング※	実施回数	3,159	3,516	2,654	2,730	2,871
	延人数	57,399	56,798	43,152	45,936	48,307
もっと健康トレーニング	実施回数			1,006	993	1,052
	延人数			17,447	18,611	19,970
健康サーキットトレーニング	実施回数					24
	延人数					421

※ 平成27年度までの「健康トレーニング」には、「もっと健康トレーニング」の実施回数及び延人数を含む。

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

⑥ 地域型認知症予防事業

認知症の予防や発症を遅らせるための有酸素運動（ウォーキング等）の習慣化と自主グループ活動の継続を図ります。また、認知症予防の啓発を行います。

ア 対象

(ア) 地域型認知症予防実践活動

60歳以上で要介護・要支援認定を受けていない区民

(イ) 自主グループ等支援（自主グループ交流会）

60歳以上の地域型認知症予防実践活動修了者

(ウ) 脳の健康度テスト

65歳以上の区民

イ 内容

(ア) ウォーキング集中コース プログラム12回 年1コース

(イ) 認知症予防講話と自主グループの交流 年2回

(ウ) 脳の健康度テスト 年4回 結果説明会 年2回

(1) 地域型認知症予防実践活動

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
会場(か所)	5	4	2	2	2
実施回数(回)	53	48	12	12	12
参加人数(人)	38	34	11	13	11
延人数(人)	297	217	45	67	45

(2) 認知症予防講話及び脳の健康度テスト

区分 \ 年度	26		27		28	
	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)
認知症予防講話	5	31	2	40	2	22
脳の健康度テスト	3	116	4	105	4	105
結果説明会	2	104	2	61	2	78
区分 \ 年度	29		30			
	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)		
認知症予防講話	2	26	2	16		
脳の健康度テスト	4	150	4	98		
結果説明会	2	83	2	70		



根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

⑦ 訪問型介護予防事業

虚弱で閉じこもり傾向があり、通所サービスが利用できない人や介護している家族に対して看護師などが訪問し、必要な指導を行います。

ア 対象

- (ア) 65歳以上で、自宅でうつ・閉じこもり傾向のある人
- (イ) 要支援の人で、介護保険のサービスが利用できない人
- (ウ) 要介護状態等にある人を介護している家族

イ 内容

- (ア) 閉じこもりの予防、転倒の予防その他の要介護状態等となることの予防等に関する指導
- (イ) 食事、栄養、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導
- (ウ) 介護予防のための運動方法等に関する指導
- (エ) 要介護状態等にある人を介護する家族への助言及び指導

年度	26	27	28	29	30
区分					
訪問世帯数(世帯)	2	0	0	0	0
対応者数(人)	12	0	0	0	0

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区訪問型介護予防事業実施要領

⑧ 介護予防リーダー養成講座

区民が自主的に介護予防に取り組むためには、地域における介護予防活動を積極的にけん引するリーダーの存在が不可欠です。そのため、若い世代を含め介護予防に興味を持ち、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組むたいと考えている人を対象に、介護予防に必要な知識を学ぶ講座を実施し、介護予防リーダーを養成します。

ア 対 象

区内に住所を有する 20 歳以上の健康な人で、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組みたいと考えている人

イ 内 容

講義・実習、地域調査・報告、報告書作成・発表

ウ 利用者負担

無料

介護予防リーダー養成講座

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
回 数 (回)	10	11	11	10	10
修了生 (人)	9	26	14	26	16

スキルアップ研修

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
回 数 (回)	4	3	3	4	4
延受講者数 (人)	175	128	132	257	227

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防リーダー等登録事業実施要綱

⑨ 介護予防プロジェクト

港区独自の介護予防体操（みんなといきいき体操）の普及、区民向け介護予防講座、各種イベントの開催、介護予防事業従事者等を対象とした専門研修の実施など、区内全域で介護予防を推進する取組を行うとともに、介護予防の地域の担い手である介護予防リーダー、介護予防サポーターを養成し、地域力の向上を図ります。

ア 内 容

(ア) 介護予防イベントの開催

(イ) 介護予防健診の実施

(ウ) 介護予防サポーター養成、フォロー研修の実施

(エ) 介護予防事業評価会議の開催

(オ) 介護予防体操の普及

(カ) 介護予防に関する専門研修の実施

介護予防サポーター養成、イベント開催関連の実績

(単位：人)

事業 \ 年度	26	27	28	29	30
介護予防サポーターの養成 (養成人数)	8	18	20	16	22
介護予防フェスティバルの 開催(来場者数) ※	912	903	939	860	1,017
介護予防地域イベントの開 催(来場者数)	約 510	784	608	803	503
みんなといきいき体操の普 及(延参加者数)	51,879	52,312	52,317	54,953	54,469

※介護予防フェスティバルは、介護予防総合センター(ラクっちゃ)で開催しています。

専門研修受講実績

(単位：人)

対象者 \ 年度	26	27	28	29	30
介護予防事業従事者 等(延受講者数)	53	90	86	78	68

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

⑩ 介護予防普及啓発事業

健康でいきいきとした生活を送るために重要な施策である介護予防を広く知ってもらうため、介護予防に関するパンフレットを作成し、普及・啓発を図ります。

介護予防パンフレットの印刷(平成30年度発行)

・「みんなと介護予防」(3,000冊)

・「みんなと介護予防(複写版)」(2,000冊)

(2) 包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を区内5か所の高齢者相談センター(地域包括支援センター)において、一体的に実施します。

※港区では、地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

① 高齢者相談センター(地域包括支援センター)

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

芝地区高齢者相談センター(芝地域包括支援センター)

麻布地区高齢者相談センター(南麻布地域包括支援センター)

赤坂地区高齢者相談センター（北青山地域包括支援センター）  
高輪地区高齢者相談センター（地域包括支援センター白金の森）  
芝浦港南地区高齢者相談センター（地域包括支援センター港南の郷）

ア 受付時間

月～土曜日 午前9時～午後7時30分

日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後5時

在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。

イ 事業内容

(ア) 総合相談

- ・介護保険制度や区のサービスの説明、受付を行います。
- ・主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが幅広く相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

(イ) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援1・2の人の介護予防ケアプランを作成します。
- ・身体機能の不安解消や、健康維持のための取組を行います。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成などを行います。

(ウ) 権利擁護

- ・振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。
- ・虐待の相談・防止の取組を行います。
- ・認知症などによって財産管理に自信がなくなった際は、相談に応じます。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・地域の高齢者支援のネットワークの拠点として、様々な関係機関や医療機関との連携を取っています。
- ・地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。

根拠法令等

介護保険法

港区立地域包括支援センター条例

港区立地域包括支援センター条例施行規則

高齢者相談センター（地域包括支援センター）相談件数等実績（5か所全体）

（単位：件）

内容	年度	26	27	28	29	30
		延件数	延件数	延件数	延件数	延件数
介護保険制度に関する相談		25,309	15,647	16,949	18,224	16,893
介護予防に関する相談		24,324	18,467	17,939	17,012	25,366
区制度に関する相談		3,653	8,103	9,227	9,060	9,876
施設入所に関する相談		1,994	5,319	4,554	4,790	3,631
医療保健に関する相談		5,587	13,751	15,703	16,381	9,905
日常生活に関する相談		3,547	11,715	11,510	11,531	6,033
住まいに関する相談		1,027	3,033	2,778	2,449	1,385
権利擁護に関する相談		949	4,214	4,511	3,773	3,291
苦情		139	220	243	93	55
安否確認		334	784	712	676	809
その他		767	2,391	3,025	2,577	2,204
計		67,630	83,644	87,151	86,566	79,448

<相談等内容の内訳>

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付</li> <li>・地域支援事業</li> </ul> </li> <li>○区制度に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サービスについて</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○施設入所に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・グループホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○医療保健に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関することについて</li> <li>・認知症に関することについて</li> <li>・病院について</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○日常生活に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護方法・介護用品</li> <li>・家族関係</li> <li>・財産・金銭管理</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住まいに関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修</li> <li>・住居についての相談</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○権利擁護に関する相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待</li> <li>・成年後見</li> <li>・消費者被害</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○苦情                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス</li> <li>・予防給付</li> <li>・地域支援事業</li> <li>・区高齢者サービス</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>○安否確認</li> <li>○その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・ケアマネジャー支援</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

## 14 事業者振興事業

### (1) 介護保険事業者説明会

介護サービスの質の向上を図るため、区内の介護事業者及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の介護事業者を対象に、区の介護保険に関する情報を提供する説明会を実施します。

(単位：事業者)

年度	開催回	開催日	内容	参加者
26	第1回	平成26年10月20日	介護保険制度見直しの概要	134 (区内のみ)
	第2回	平成27年3月19日	平成26年度介護保険サービス事業者講習及び事業等の説明及び報告	303
27	第1回	平成27年6月19日	介護保険制度改正に伴う介護保険負担割合証の交付等について	170 (区内のみ)
	第2回	平成27年11月18日	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)等について	145 (区内のみ)
	第3回	平成28年3月25日	平成27年度介護保険サービス事業者講習及び事業等の説明及び報告	296
28	第1回	平成29年3月23日	平成28年度介護保険サービス事業者講習及び事業等の説明及び報告	286
29	第1回	平成30年1月24日	居宅介護支援事業者の指定権限の市区町村への移譲について等	120
	第2回	平成30年3月20日	平成29年度介護保険サービス事業者講習及び事業等の説明及び報告	303
30	第1回	平成31年3月20日	平成30年度介護保険サービス事業者講習及び事業等の説明及び報告	326

## (2) ケアマネジャー研修

ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の居宅介護支援事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、ケアマネジメントに関する研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	相談面接技術とコミュニケーションスキル	50
	第2回	チームにおけるコミュニケーションスキル	26
	第3回	知っ得！成年後見制度について	38
	第4回	平成27年度介護保険制度改正の動向	76
	合 計		
27	第1回	記録の作成と書き方 ケアプランの効果的な作り方	77
	第2回	ケアマネジャーのクレーム対応介護予防について	29
	第3回	在宅医療と介護をつなぐケアマネジャーの力	40
	第4回	介護保険外サービス・制度の活用支援／制度改正の動向について	44
	合 計		
28	第1回	多職種連携のためのコミュニケーション	40
	第2回	介護支援専門員実務者研修(更新研修)について	50
	第3回	効果的なケアプランの作成方法(基礎)	48
	第4回	トラブルを防ぐケアマネジメント	72
	合 計		
29	第1回	ケアマネジメントのプロセス研修(新任～専門Ⅰ向け)	51
	第2回	サルコペニアとフレイル(新任～専門Ⅰ向け)	48
	第3回	ミーティングと会議の違いと会議における種別	59
	第4回	新しい地域支援事業に向けて	62
	合 計		
30	第1回	【中堅以上対象】 平成30年度介護報酬改正を布石に、今後ケアマネジャーに考えて欲しい事！	92
	第2回	【新人対象】 ケアプラン作成に自信がほしい新人さんは集合！！ ～ケアマネジメントの取説～	46
	第3回	【新人対象】 ケアプラン作成に自信がほしい新人さんは集合！！ ～ケアプランの作り方～	49
	第4回	【中堅以上対象】 ここが気になるケアマネジメント！！ ～運営基準に則ったケアマネジメントの過程～	82
	合 計		

### (3) 訪問介護員現任研修

介護サービスの質の向上を図るため、介護員として3年以上の実務経験があり、区内及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の訪問介護事業所に所属する訪問介護員を対象に、介護を実施する上で必要な知識・実技を習得するための研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	我流になっている介護技術ありませんか？～排泄編～	21
	第2回	我流になっている介護技術ありませんか？～移乗・移動編～	12
	第3回	我流になっている介護技術ありませんか？～食事編～	9
	第4回	我流になっている介護技術ありませんか？ ～コミュニケーション編～	7
	合 計		
27	第1回	介護に使う力ってどのくらい？	12
	第2回	たがいに、気持ち良い排泄援助とは？	12
	第3回	家族への対応/認知症の利用者の対応/薬の管理	11
	第4回	食事介助の基本/献立の立て方と調理/口腔ケア/薬の知識	12
	合 計		

平成28年度は、介護職員現任研修として実施しています。(P71 参照)

平成29年度以降は、介護職員スキルアップ研修として実施しています。(P72 参照)



#### (4) 介護サービス事業者管理者研修

区内の介護サービス事業所の管理者及び管理者となる予定の人を対象に、管理者の責務や役割に関する研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	管理者として求められる役割とマネジメント	39
	第2回	組織力強化のためのコミュニケーション ～目標が達成できる組織とは～	17
	第3回	法令遵守、リスクマネジメント、個人情報保護 ～社会福祉サービスを提供する法人に求められるものとは～	25
	第4回	社会にとって価値ある介護事業を継続させていくための経営戦略、経営管理 ～サービスに問われる生産性向上、マーケティング視点を生かした経営戦略～	31
	合 計		
27	第1回	リーダーとしての役割 信頼される管理者となるために必要な事 スタッフ、利用者、家族とのかかわり方	35
	第2回	他職種連携/介護予防について	42
	第3回	リスクマネジメント/法令遵守/相談支援/Q&A	39
	第4回	介護保険制度改正の動向について	48
	合 計		
28	第1回	介護事業所の組織マネジメント	57
	第2回	介護人材育成のためのスーパービジョン	33
	第3回	コンプライアンス(法令遵守)と組織運営	47
	合 計		
29	第1回	災害時におけるケアスタッフの緊急対応について	65
	第2回	人が集まる、辞めない、頑張る、事業所が実践していること	67
	第3回	平成30年介護保険制度を見据えて	90
	合 計		
30	第1回	利用者に自立支援！ 職員にも自立支援！！ ～自立型職員に導くコーチング～	55
	第2回	管理者は介護スキルではなく人材マネジメントスキル！ ～人材活用のための有効な仕組みづくり～	32
	第3回	職員が目標を達成したくなる！！ ～管理者特有のコミュニケーションスキル～	47
	合 計		

## (5) サービス提供責任者研修

区内の訪問介護事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象に、サービス提供責任者の責務や役割に関する研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	・介護職のための急変時の対応	24
	第2回	・介護職のためのターミナルケア	13
	第3回	・アサーティブコミュニケーション	5
	第4回	・アサーティブコミュニケーション	5
	合 計		
27	第1回	サービス提供責任者としての役割と責務	25
	第2回	訪問介護計画作成の注意点と Q&A	33
	第3回	他職種連携と記録の適正/介護予防について	15
	第4回	サービス提供責任者に必要な力	19
	合 計		
28	第1回	サービス提供責任者の役割と計画・記録の作成	31
	合 計		
29	第1回	腰痛予防に役立つ介護技術	27
	第2回	責任者としてのアンガーマネジメントとは	22
	合 計		
30	第1回	今さら聞けない訪問介護シリーズ 計画作成に不安がある方集まれ～！！ 「訪問介護計画作成の基本」	35
	第2回	今さら聞けない訪問介護シリーズ ～サービス提供責任者の”取説”～	29
	合 計		

## (6) メンタルヘルス研修

介護の仕事への定着を図るため、区内及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の訪問介護事業所で働く経験3年未満の介護従事者を対象に、メンタルヘルスに関する研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	・人と人との関わりの状況と基本の確認	15
	第2回	・人と人との関わりの基本を学ぶ	12
	第3回	・「人のつながりの奇跡」を学ぶ	11
	第4回	・「幸せな職場」への貢献を考える	10
	合 計		
27	第1回	サービスマインド・マナー研修	13
	第2回	福祉介護業界で必要とされるコミュニケーション能力とは	9
	第3回	EQ（心の知能指数）研修 ～感情と行動の関係性を知る～	18
	第4回	セルフコントロールでモチベーションアップ	9
	合 計		

平成28年度以降は介護職員スキルアップ研修として実施しています。(P72 参照)

## (7) 施設ケアマネジャー研修

介護施設の施設ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の施設及び区の被保険者が入所している近隣区の施設のケアマネジャーを対象に、ケアマネジメントに必要な知識や技術を学ぶ研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
26	第1回	ケアマネジャーのストレングスについて	18
	第2回	施設のケアプランを形骸化させないために	16
	第3回	ターミナルケアの社会資源について	15
	合 計		49
27	第1回	サービス計画とリスクについて	16
	第2回	ケアマネジャーの記録の書き方	31
	第3回	今後の介護保険の方向性～高齢者施設はどこに向かうのか～	16
	合 計		63
28	第1回	相談援助職の記録の書き方Ⅰ	36
	第2回	相談援助職の記録の書き方Ⅱ	40
	合 計		76
29	第1回	適切な内容を表現する記録の付け方	22
	第2回	料金未納とその対策：経済的虐待の予防のために	22
	合 計		44
30	第1回	高齢者の尊厳ある暮らしの実現 ～高齢者虐待防止～	24
	第2回	相談援助職の記録の書き方 ～短時間で適切な内容を表現するテクニック～	19
	合 計		43

## (8) 介護職員現任研修

介護サービスの質の向上を図るため、区内の介護サービス事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の介護サービス事業所の介護職員を対象に、介護を実践する上で必要な知識・実技を習得するための研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
28	第1回	腰痛を防ぐ介護技術（実技含む）	7
	第2回	高齢者に多い症状・病気と薬の管理	13
	第3回	介護事故予防とリスクマネジメント	11
	合 計		31

平成29年度以降は、介護職員スキルアップ研修として実施しています。（P72 参照）

### (9) 介護職員スキルアップ研修

介護職員の定着及び介護サービスの質の向上を図るため、区内の介護サービス事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の介護サービス事業所の介護職員を対象に、メンタルヘルスやビジネスマナー、コミュニケーション法などに関する研修を実施します。

(単位：人)

年度	開催回	内容	参加者
28	第1回	心の健康のためのストレス対策（メンタルヘルス）	8
	第2回	介護職員のキャリアデザイン/ビジネスマナー（初任者向け）	13
	第3回	リーダーに必要な力（コミュニケーション・コーチング・リスクマネジメント）	18
	第4回	円滑な人間関係のためのコミュニケーション法	17
	合 計		56
29	第1回	ビジネスマナー研修	21
	第2回	会話が弾むコミュニケーション	20
	第3回	ストレスケアについて	22
	第4回	ターミナルケアとグリーフケア	42
	第5回	認知症高齢者ケアに活かす東洋医学の考え方	29
	第6回	人権擁護と虐待防止	13
合 計		147	
30	第1回	介護に活かす心理学 ～明日から自信のある格好いい自分に～	24
	第2回	医療介護連携促進術！！ ～医療職との合意形成が利用者の意思決定支援に繋がる～	43
	第3回	「生活を元気にする介護の実践のために」 ～介護へのリハビリテーションの活用と生活機能向上連携加算～	10
	第4回	信頼関係の構築はお早めに！！ ～コミュニケーションは、初めが肝心～	28
	第5回	認知症の方から見えている世界を覗いてみましょう ～一生懸命な介護がBPSDを生む！～	39
	合 計		144

### (10) 介護職員による特定の者を対象とするたん吸引等の実施のための研修

喀痰吸引や経鼻栄養に限定された医療的ケアを適切に行うため、被保険者にサービス提供を行う介護職員を対象に、研修を実施します。

区分	年度	27	28	29	30
	受講者数（人）		15	12	2

### (11) 港区介護事業者 BCP（事業継続計画）策定支援研修

災害時における区との連携強化と介護事業の継続促進を目的として、区内の介護事業者を対象に、「港区介護事業者 BCP（事業継続計画）モデル策定及び策定のための支援研修」を実施します。平成 27 年度以降は、介護事業所向け研修（P68 参照）の中で、同様の研修を行っています。

年度	26
事業名	26
港区介護事業者 BCP（事業継続計画）策定支援研修	8 事業者

### (12) 介護事業者支援事業

#### ① 港区介護事業者連絡協議会支援

区内でサービスを提供する介護事業者間の連携やサービスの充実を図るため、港区介護事業者連絡協議会の運営委員会及び居宅介護支援部会、訪問介護部会、通所介護部会、訪問看護部会、福祉用具住環境部会の活動を支援します。

#### ② 介護のしごと面接・相談会

区内でサービスを提供する介護従事者を確保するため、港区社会福祉協議会及びハローワーク品川等と協力し、区内の介護事業所の出展により、介護のしごと面接・相談会を開催し、区内の介護事業所の人材確保を支援します。

#### ③ 介護保険サービス従事者永年勤続表彰

区内の介護事業所に勤務し、長年にわたり地域の高齢者の福祉増進のために介護に従事している人を区として讃えることを目的とし、永年勤続表彰を実施します。

#### ④ インターネットを利用した情報提供

利用者が適切なサービスを選択できるよう、インターネットを利用した介護事業者情報を提供します。

年度	26	27	28	29	30
事業名					
介護（福祉）のしごと面接・相談会	23事業者	29事業者	30事業者	27事業者	28事業者
介護保険サービス従事者永年勤続表彰	被表彰者23名	被表彰者34名	被表彰者48名	被表彰者37名	被表彰者28名
介護の日記念講演会	（※1）	参加者67名	（※2）	（※2）	（※2）
介護サービス事業者情報提供システムアクセス件数	34,718件	38,604件	37,936件	34,454件	32,211件

※1 平成 26 年度までの介護の日記念講演会は、介護保険サービス従事者永年勤続表彰とあわせて実施しています。

※2 平成 28 年度から介護の日記念講演会は、介護予防フェスティバルとあわせて実施しています。

### (13) 介護保険サービス第三者評価支援事業

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した第三者評価機関のサービス評価を受けた、区内に所在する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を運営する法人に対し、サービス評価を受けた審査費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善取組事業経費の一部を助成します。

助成内容

審査費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善取組事業経費の総額又は一部（上限額60万円）

助成実績

年度	26	27	28
件数	9	13	11
サービス種類	(介護予防) 通所介護 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 通所介護 居宅介護支援 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 訪問介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
助成額 計	3,330,000 円	4,412,760 円	4,280,630 円
年度	29	30	
件数	11	11	
サービス種類	(介護予防) 通所介護 (介護予防) 訪問介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 訪問介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	
助成額 計	4,359,540 円	4,452,400 円	

根拠法令等

港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

## 15 介護人材育成支援事業

区内で介護サービスに従事する人を育成するために、資格取得に要した費用を助成します。

### ① 介護福祉士資格取得助成事業

介護福祉士の資格を取得し、区内の介護事業所で3年以上介護サービスに従事する予定の人に対して、入学金相当額の一部を助成します。区が介護福祉士養成施設に対し補助金を交付し、養成施設が対象の人に入学金相当額の一部を助成して実施します。

### ② 介護職員初任者研修受講助成事業

介護職員初任者研修を修了し、区内の訪問介護事業所に就職し、3年以上介護サービスに従事する予定の人に対して受講費用の全額又は一部を助成します。

### ③ 介護職員実務者研修受講助成事業

介護職員初任者研修課程修了などの資格で区内の訪問介護事業所に勤務する人が、将来継続して区内で介護サービスに従事していくため、また、介護職員初任者研修などの資格を持ちながら、それを活用していない人を対象に、今後、区内の訪問介護事業所で介護サービスに従事できるよう、介護職員実務者研修受講費用の一部を助成します。

### ④ 介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業（平成29年3月廃止）

区内の介護事業所で働きながら介護福祉士資格取得を目指す人などに対し、国家試験の実技試験が免除となる介護技術講習受講費用の一部を助成します。

（単位：人）

事業名 \ 年度	26	27	28	29	30
①介護福祉士資格取得助成事業	3	3	1	0	0
②介護職員初任者研修受講助成事業	8	4	8	4	6
③介護職員実務者研修受講助成事業	5	7	5	9	0
④介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業（※1）	9	3	2		

※1 介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業は、平成28年度廃止

根拠法令等

港区介護福祉士資格取得助成事業補助金交付要綱

港区介護職員初任者研修受講助成事業実施要綱

港区介護職員実務者研修受講助成事業実施要綱



## 16 介護雇用プログラム事業（平成29年3月廃止）

区内指定訪問介護事業所等に事業を委託します。受託事業者は、6か月以内の有期雇用職員を雇用するとともに、その職員が働きながら、介護の資格（介護職員初任者研修修了）を取得できるようにします。

区は、受託事業者に委託料として、職員の雇用にかかる人件費、介護職員初任者研修受講費用、職員を受け入れるための事務経費を支払います。

区分 \ 年度	26	27	28
申請事業者数（件）	7	5	0
実施事業者数（件）	7	4	0
資格取得者数（人）	7	1	0

根拠法令等

港区介護雇用プログラム事業実施要綱

## 17 港区介護保険就労支援・雇用相談等支援事業

介護事業者への就労を希望する人に対し、専門相談員が就労に関する支援を行うとともに、就労後の就労者、雇用者双方からの様々な相談を受け、就労後の定着までを支援することで、区内介護事業所における人材不足を解消します。

事業名 \ 年度	29	30
就労支援・雇用相談業務	13	9
事業者相談支援業務	0	0

根拠法令等

港区介護保険就労支援・雇用相談等支援事業実施要綱

## 18 区内サービス種類別指定事業者数

各年度末日現在（単位：件）

サービス種別		年度				
		26	27	28	29	30
居宅介護支援		61	62	66	66	63
介護予防支援		5	5	5	5	5
居宅サービス	訪問介護（介護予防訪問介護）	73	73	70	67	69
	訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	1	1	1	1	1
	訪問看護（介護予防訪問看護）	12	14	15	17	25
	訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	1	1	1	1	6
	通所介護（介護予防通所介護）	31	31	26	27	16
	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	3	3	3	3	4
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	11	9	11	9	11
	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	8	8	8	8	8
	短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）	3	3	3	3	3
	居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）	*	*	*	*	*
	特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	7	7	7	7	12
	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	13	11	12	12	13
	小計	163	161	157	155	168
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	3	4	3	3	2
	認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	5	5	5	5	5
	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	4	4	4	4	4
	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	1	1	2	2	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	2	2	1
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1
	地域密着型通所介護			9	8	8
小計	17	18	26	25	24	
施設サービス	介護老人福祉施設サービス	8	8	8	8	8
	介護老人保健施設サービス	3	3	3	3	3
	小計	11	11	11	11	11
合計		257	257	265	262	271

（注）居宅療養管理指導は、みなし指定のため“\*”表示です。訪問看護及び訪問リハビリテーションは、みなし指定を除く事業者の数を掲載しています。

## 19 介護保険サービスの苦情・相談

介護サービスに関する苦情や相談を受け、解決していくことで、サービスの質の向上を図ります。

### (1) 苦情・相談の受付

事業内容

介護サービスの利用についての苦情や相談を、利用者やその家族などから受け付けています。区は必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導・助言等を行います。

(単位：件)

種別	26	27	28	29	30
ケ ア プ ラ ン	3	0	0	0	0
サ ー ビ ス 供 給 量	2	0	0	0	0
介 護 報 酬	0	1	0	0	0
そ の 他 制 度 上 の 問 題	4	1	1	0	0
行 政 の 対 応	0	0	0	0	1
サービス提供、保険給付	44	38	39	24	22
そ の 他	1	5	5	3	5
合 計	54	45	45	27	28

### (2) 介護相談員派遣等事業

事業内容

特別養護老人ホームなど、介護サービス提供の場を訪問し、サービス利用者から相談などを受ける介護相談員の養成・派遣などを行います。

介護相談員は、派遣などを通じて利用者の声や思いを橋渡しすることで、介護サービスの質の向上を目指します。

区分	26	27	28	29	30
相談員数（人）	23	20	23	23	21
派遣施設数（施設）	15	15	15	15	15
相談件数（件）	2,371	2,900	2,738	2,806	2,556

根拠法令等

港区介護相談員派遣等事業実施要綱

## 20 制度の趣旨普及・広報

区民のみなさんに、介護保険の趣旨や利用方法についてよく知っていただくため、広報活動を行っています。

### (1) ちらし・パンフレット・冊子

名 称	配布時期・配布場所
「あったかいね！介護保険」	出前講座・研修会・事業者説明会・住民説明会開催時、介護保険課窓口、総合支所窓口、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、いきいきプラザ等で配布
「あんしん介護保険」	被保険者証送付時、介護保険課窓口、総合支所窓口で配布
介護サービス事業者ガイドブック 「ハートページ」	介護保険課窓口、総合支所窓口、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等で配布
早わかり介護保険	「介護サービス利用者負担額のお知らせ」に同封
データブック介護保険	関係部署、他区に配布
「介護保険サービスの正しい利用法」	介護保険課窓口、総合支所窓口、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、いきいきプラザ等で配布
高齢者サービスのご案内「いきいき」	高齢者支援課窓口、介護保険課窓口、総合支所窓口、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、介護予防総合センター（ラクっちゃ）、いきいきプラザ等で配布

### (2) 出前講座

出前講座は、区民のみなさんが主催する学習会等に区の職員を講師として派遣し、区政の取組や専門知識を生かした話などを地域に出で行う事業です。

名 称	内 容
介護保険について	介護保険制度のしくみや介護サービスについて、わかりやすくご説明します。
高齢者サービスについて	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう提供する、各種サービスについてご説明します。
介護予防について	介護予防とはどういったことをいうのか。区ではどういう事業を展開しているのか。利用するには？等わかりやすくご説明します。

### (3) 広報みなと（主な掲載記事）

掲載日	記事名	配布方法・ 配布場所
平成 30 年 6 月 1 日	平成 30 年度 65 歳以上の人の介護保険料のご案内	新聞折込・公共 施設等で配布
平成 30 年 6 月 11 日	高齢者サービス特集号	
平成 30 年 11 月 1 日	介護保険料納付書（11 月～平成 31 年 3 月）を送付します。	
平成 30 年 11 月 11 日	介護保険特集号	

### (4) ホームページ

港区のホームページの「健康・福祉」から、区民向けに介護保険や介護予防事業、事業者情報等について、ご案内しています。

また介護事業者向けにも情報を提供しています。URL は <http://www.city.minato.tokyo.jp> です。

刊行物発行番号  
31093-3735

令和元年度 データブック介護保険  
— 港区 —

令和元年(2019年)8月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部

介護保険課

〒105-8511

東京都港区芝公園1-5-25

TEL (3578)2111 (代表)